嬉遊笑覧 八

農商務省
圖書 和
第 號
共 冊

太政官文庫
和書門 類
八二〇八 號
函
架
一六 冊

内閣文庫
和書 類
八二〇八 號
一六 冊
一八四 函
一 架

内閣文庫
番號	和	8208
冊數	16	(11)
函號	184	10

国立公文書館
National Archives of Japan

嬉遊笑覧巻八目録

忌諱

五月忌　忌明ケ　斎日　帰て後忌　張子　春初祝

花落　湯を入　初夢　廻文　鍛冶　白澤　[illegible]

名義　名詮自称　八朔　ウケウケ　禁忌日

物忌　[illegible]

方術

噫の頌　寄ヶ鐘　[illegible]

厠ノ杜　[illegible]　事始　水祝　[illegible]

小児遊戯　[illegible]

日本政府圖書
浅草文庫
明治十三年購求

嬉遊笑覧巻八目録

忌諱

五月忌　忌明塔　齋日　掃ごと忌　俵子　春初祝

尻落　洗と入　初夢　廻文　貘枕　白澤　懸想文

若夷　名詮　嘉定　八朔　ウケムケ　禁灸日

物忌　よ[illegible]なし　かぶ袋　[illegible]紙　硯ヨ物かく　福　移り紙　とーの実

方術

嚔の頌　守り縫　鼻ヨ紙捻　欠うつる　咒の師

厠ヨ杜宇　羊畑かんがり文在　事始　水祝　師走油　ちる様　虎字

小児退歯　ちりけ　チヽンプイ　鍾馗画　風神送り

五九四九番
明治十三年購求

照〻法師　蚊屋ニ厂金　時ならぬ正月　狛犬の足括ル
猫の逃ける　頭痛ハ臼の目切　釜鳴　薬用　祈祷
口寄 神よりか板 山ちこ 外法頭　狐使ひ　荼吉尼　飯綱
五通 さらぬ　髪きり　狐の書画　金蚕　箕仙　犬神　蛇神
鬮 関帝籤 盃珓　辻占　鏡聴　石占　うらやさん　賣卜 ありまさ
たゝみ算 虎卜　投ざん　歌占　夢合 并とりゑ 一写十二房　貧乏鬮
御鬮くじ　九姑玄女課　無尽ゝ鬮児　五百羅漢

明治十三年購求

嬉遊笑覧巻八

喜多村信節撰

忌諱　五月忌 正五九月　齋日　掃ことを忌　俵子
春比始　尼落 尼拂　法と入　初爰　寶船
貘枕　唐の頭　懸想文　若夷子　名詮　嘉定
八朔　物忌　志ほよなりけり

源氏物語蛍巻、兵部卿の宮五月のおのおのの月のなりめる
されへをとものひてそこしれちがえ禊をせずゆるしはかりふ
こと誠もかさをしはるまでにの頃 花鳥余情に信明集神代
よりいむといふ五月のなれこなしくも人をさえうしもかぶ

○イハフトイムト本ト同言ニシイハヒヘヲ忌(イムベ)ト書ヒニテモ知ヘシ斎字ヲモ書テ諸ノ凶悪事汚穢事ナドヲ忌サケテ萬ヲ慎ムヲ云ナリ故ニ多ク神ニ仕ヘ奉ルコトニイヘリ後世忌ハイムトヨミイハフハ斎字祝字ナヲハニ書トモ斎ヲモノイミトヨムニ円言タルヲ知ヘシイハフハ寿クイヒイムトハ只嫌ヒ悪ムテ去ルコトヲノミ云テ反對ナル如クニナレド寿クヲモ其人其物ヲ吉カラシムルコトヲ願フニツキテ凶悪事ヲ嫌ヒ去リテ慎ム意ヨリ轉ク又タ嫌ヒ去ルヲイムト云フモマガコトヲ嫌ヒ去ヨリウツレルニテ其本ハ一ツナリ

日知録巻之三十唐人正五九月斎戒下禁屠月ヨシ白居易カ詩ヲ引テイヘリ云々旧唐書武宗紀會昌四年春正月乙酉詔スラク准開元二十二年勅三元日各断三日餘月不禁之則道家ノ説乃正七十月ニシテ正五九月ニ斎スルハ武徳二年ノ語ト同シカラスト云リ開元二十二年ノ勅ハ冊府元亀ヲ引テイヘリ三元トハ正月上元七月中元十月下元ナリ仏説正月ニハアラス人正五九月任ニ上ラサルヿモ唐宰相ニハ緣ラスコレ五行家ノヿ其傳フルヿ古タリ唐ノ時ニ始ラスト南斉書等ヲ引テイヘリ丁繁ケレハ録セズ

盛明親王集にむつきもいむものを五月なるといへるに
いにしへは今案に五月は忌月なれはよろつをもかへるを五月よ
なる愁とないふなとも今世と正五九月に婚姻を忌こもし
斎月と云拾芥抄に年三長命と有命字は斎字の誤なるへし
釈氏要覧に三長月とありて智論を引て云天帝釈以大宝
鏡従正月照南剡部洲二月照西洲至五九月皆照南洲察人善
悪故南洲人多於此月素食修善故経云年三長斎也又一説北
方毘沙門天王巡察四洲善悪云々仏氏に斎といふは同書云々
智度論云劫初有聖人教人持斎修善避凶直以一日不食為斎

因ニ云三ツ子ヲ産ムヿ池北偶談千秋康氏ト云條ニ本朝順治己未直省民間一産三男者歳有数十多不勝紀定例官給米三石布十疋而已按南唐時金陵人康国補娶司馬氏一産三男唐主以為瑞皆封将軍号千秋康氏揮子厚集有為廣南鄭尚書奏百姓一産三男状侈為休徴想尓時此事絶少故以為祥瑞而優異如此
同書巻之二十一明天啓中大谷民家一生七子倶成立毎疾病則七人同之云々康熙戊申安徽巡撫張中丞朝珍疏報歙縣民呉士全妻呂氏一産四子同年李望石賛元説順治中按藴有漢川縣民王某妻一産六子按北魏延興三年秀容郡婦人一産四男四産十六男与此相似」

後仏出世教人過中不食為斎此為正法（言中者日午也過午不得食）といへりける
漢土にも五月五日に誕するを忌ることも古き習俗とみえて孟嘗君王鳳
胡廣なとの故事あり又正五九月は晋穆帝納后に
九月を用ひしをそれ忌月なれは諸臣是を諫るに礼無忌
月當復有忌歳といへることも晋書礼儀志に出そのころ既に三斎月
の説行はれしこともなかりし然るに宋世官に上る者多くは正五九
月を忌宋朝は火徳なれは火は寅に生して午に旺し戌に墓を
この故に三箇月を忌月とせしといふ説もあるへし五雑俎
云正五九不上官自唐以来有此忌矣清波雑志謂仏法以此三月

為斎素月不宜宰殺之破俗見今京師官命下即到任初不忌
此三月而差跌更少外官無不避之者而禍敗更多人何不思之甚也
按るに 唐書武徳二年正月甲子陳叔達兼納言
詔自今正月五月九月不行死刑禁屠殺
かく有れハ彼処にて忌俗
習なる何にまれるといふことを人偏にあやまりしことゝ見ゆ
其信之今此三月ハ召使の者共出勢ることを戒むる漢土の俗
習をうけたる也 因に云 今諸藝の稽古ノ日など毎月幾日こと
と日を定むる我斎といふハ嵩しぬるにて六斎ハ智論に
八日十四日十五日廿三日廿九日三十日みて善根を修する日なり
栄花物語うたがひの巻に 法華経六十餘國にも六斎日に殺生を止め

本朝無題詩巻之五
長斎之間以詩代書
呈江才子 惟宗孝言
点期百日潔斎処
正月春中閉四墻
持案法華応聖藻
鎖門賢木擽貞松
西方晩観素無怠
南无暁声含不慵
戴主石山君所示
我猶致信是金峯
コレ斎戒フタツナレハ神ナ
モテ松ニカヘタル由ナリ

○天若彦葬儀ノ内持帚
者アリ 書紀ニ決ニ葬而
掃表屋ノ人也トミエリ

忌明ノ塔
○北野大鳥居西方ニ石塔
アリコレハ菅神母堂ノ御
墓ナルコト二水記ニ見ヘタリ
昔北野ノ祠官ホ除服ノ
日茲ニテ表服ヲ脱ニ紙
屋川ニテ禊シテ後神事
ニ従ヘリ 俗人コレヲ見習テ
スベテ京ノ人ハ茲ニテ忌明

こきや浄むと有り
人の葬して後を掃ことを忌も古きことか 万葉十九巻 梳毛
髪自屋中毛波可自久左麻久良多婢由久伎美乎伊波布等
毛比氐 仙覚ヵ説ニ人の物へありきたる跡ハ三日ハ家を庭をはく
法なし 掃をこのみといふことの有るなりといへり 玉勝間に葬の出ぬる
跡をそのまゝにて置のある所にこれを忌みけり 台記久寿二年十二
月十七日傳聞今夜妄剣高陽院入棺云々 出御之後民部大夫
重成以竹箒掃御所とし侍りしは今世にも志ありて帰ることと之
これに依て於此の世に元日より三日の間ハ家をはく事をせぬ

スルヿト心得人モ如クスル者モ可笑ヿトリ中世ニハ此風俗ニシタカイ宄生記ニモ義照将軍四十九日ノ忌明ニ高知寺ヲ北野石ノ鳥居マテ詣セシメテル
火ナ忌 黄泉戸喫（ヨモツヘクヒ）
○神代巻ニ黄泉ノ條ヲ見テ知ヘシ今モ伊勢ニハ厳カ、ニコレヲ忌ムヿトゾ暦日ニ寒食ノ節アルハ漢土ニモ古ヘヨリ火ヲ改シヿ、
○火ヲ改ルニ鑽ハヒキリ燧ハヒウチ也 礼記内則ニ左佩金燧右佩木燧 註ニ金燧取火於日木燧鑽火也トミリ 打ハ常ニスルヿニテキルハ火打ヲ用ヒズ大切ヲ用ユ 大神宮御饌炊クニ是也 キルトハキシリ出スヲ云 俗ニモムト云モ同シ又異ハ記ニ鑽ハ岐里又毋美トアレハ古ヨリモムトモ云リ 錐ニテ穴ヲ穿ヲ俗ニキリモミト云 錐ト云名ハキル具ナルユヘナルニ其ハキルヲモムトモ云ル是モ円言シト本居氏モイヘリ 又木ニテキリヲ又火モ別ニ忌清メタル火ナハ切火ト云ナリ

とも有りけり今ハさもあらす、あしきことゝ元日ハ民家すへて掃ことをせぬ
是又件のことよりいてし 世説故事苑ニ五雑組ニ閩中ノ俗不除糞土至初五日一輦至野地取石而返云得寶 則古人喚如願之意
也と見ゆ吾俗の元日より三日掃除せぬこと又俵子及金銀の包ニなる銭買て祝ふる類ひとのへものなりたれともそれは掃いぬ又あけは唯塵芥をとゝめ置て五日よりてはらふなり
輦とる篋に入て早めてりとをいはふそれもかあれ家を掃をぬことハ此君がれことよりもかあるへし又新宅ハ三年煤を掃はぬと云と東鑑廿一煤掃云々 新造者三年有憚とみえたり 四季

抱朴子金丹篇ニ今之医家毎合好薬好膏皆不欲令雞犬小兒婦人見之若被諸物犯之用便無験又染彩者悪悪目者見之皆失美色
コヽニモ昰昭カ散木集ニハムルハ秋タチカクセヲミナヘシシノヽナスニキノモツキタナキ注ニ懐胎ノ女ヲハ目キタナシトイヒテ染色ヲ見セスセシハ色ノカヘルトリトアリ 今モ紅粉ナド解ニ火ノワロキ女ナト見レハ色カヘルト云リサルヲ昔ハ紺カキ染モノ師大カタ女ノ織ナリシハ織レテハ忌シナルヘシ

物語に煤掃のこと見えたり陽成院の御時に始るとありこそ
こと上古よりもなることかれと今のおく上下なへて年の終りは必することゝなれるは猶後の事なるへし 空華集ニ海隅風俗毎歳除夕前涓吉日洒屋廬謂之掃塵偈而記之年窮歳盡事如何掃洒門庭浄似磨飈下禿苕還自笑満面満頭多受塵この作者義堂ハ後小松院御時の人なりとの頭言なと見えハいまた都まてはさほとも遍からぬ事と知られたり 下学集ハ文安の選述なり 焙煤掃十二月所作とあれハ今とおなし行はれし也 掃除ハ常のことなれとも家の内残る所なく掃とは

八今俗の晦日掃の如く月の終りにもし侍りし 延喜（式部左右衛）
式云毎月晦日令諸司仕丁掃除宮中とありくすり年の終りハ
事おふかれハ後世ハ晦日の前よりするやうとなりけれども中原
康富記宝徳元年十二月廿日参給支中文亭煤掃也云々中御
門宣胤卿記文明十二年十二月九日今日禁裏御煤掃とあり
宗長手記にハ其すゝはきする家にハ此日ハ枕に嘆て
むかしをひきならしにおのおのさわぎ侍り（宗長ハ後柏原院の御時の人なり）漢土にも
典籍便覧臘八凡臘月十日前以此日為勝江南俗是日民間掃屋塵
と云り清沈帰愚国朝詩別裁掃塵行 張自超 掃塵練日臘三七

細竹長竿風挟疾歳々荒村守敝廬家々浄掃迎新吉掃遍瓦椽及四圍
甑中之塵凝不飛朝来坐曝茅檐下垢面相逢猶苦饑 ○俗諺小文庫
明和の頃より物のおさまりしとかの内にも五節くゝ事限りなしとかハ
浜松の十三日にハ将軍家の御きせいに御家の儀式九年の御札御法
ハ吉例あるよしにして其ためしの人ほとらなく神としていと厳なる
事かめのゝ門さしこめて其の一間を屏風にて囲ひなし火神に茶
備かけて娘か帳子の上張り几先をへたつるたびなりといふそ其の
日かけのあらく空にあかりぬる庭の清を調度はかりも立ちかへしたる方に
持佛の治むるもそ日にハ立とれる家の事此の掾の破れともの子此

下戸の哀れ出るハ何を捨つりやとあやし味噌と喰ふ大男の袋
かつり蓑さしたるも珠のりの弟檀のさんすたれ煙志らけ行灯なり
出でたるなり鮨あさ漬のかほり花やかなるも此膳にえなき人
ふるまふ名も知らぬ者共が軒とハなりぬ煤の紙や菩提者の音いびき
又我 吉原徒然草小ずみ給ふよりこそまさる拙つくふど面白けれ
と何きハ曽日胴あげせらるも近付の手まへあらば今ハこれをとどろき
とかくそれハ唯地を実さるもまさる事も昔よりいくる事なり
世話尽 明暦二年刻 吾語ありて流きと音拙さハ音さめる例ありしハ胴あげ
也其の尤ハ能に見へし ○煤はきの発句多けれと計りかしと覚へ

尼年ノ説アリテ号尊皆オツルヽヿ甚拘ハレリ陳備カ君年砕録ナトニモ偶年ノ俗忌北斎ノ李滓カ弟六オニテ入学セントスルヲ許サナリシヿナイヘリ男ハ双ヲ忌女ハ隻ヲ忌ム其来ルヿ久シト見ユ

在るも浴場集 鞍くけや煤はきの大将でうちも也 有知 温故集 嵐じし
宿かと問て煤掃ひ 蚩山 あとさき左節と云影を煤はきの塊を詠めて
肘枕 蓮谷 町人の魂付けり煤掃ひ 菊浦 ○宗長紀行大永六年
十二月廿五日節分の夜大豆をうちはやして福ハ内へいりて豆を今夜
昨て寝しも我をつかみや鬼ハいづらん 京にハ役払として年の数
銭を包みて乞食の夜行にあたへてさゝゆる事をたぬかりて
此時宗長 近江にあり 今までハ我八十の雑事銭役を払ふのもとしやかましと
いへり 役ハ厄の借字書あるべし 此頃都のならハさるさまなりしと
あやしき跡をおとしたりし我も乞食にやらずもや厄をおとしいひすお

いさきよき宝舎に年男におほせて大豆やいりまめさせ鬼やらひそと福を
内へと打はらひ悪魔を西の海へとおひやるなり　又は厄払ひの口上にとくとくて申なりん
胸算用に弟子の朔日厄払の包み銭と書ならはしに落しけるなり
日本歳時記世俗に立春の前夜乞人家々に行て厄払〳〵と呼ありき
年厄に当る歳の人銭を出してかのものにあたへ祝詞をのへさせける事あり
呼声めでたく京都武陣に殊におほし　節分をまちさる物多し　西翁千句
雑沙汰きくけりめでたのどけさやラシヤラ梅白に乗りに舟たして　これは厄払ひの詞なりといへり
西鶴大矢数にやあらめでたや鶴は千年亀は万年東方朔は九千歳と年
誠の祈も厄払ひに云る多々恵の波立志きまの舟に春を迎つく禁蓋き云々

源平盛衰記ヲ按スルニ
衣笠合戦ニ大介カ云ク
義明今年七十九今此
軍ニ会事老後面目
也トアリ　誤字ナルカ

削掛神事
○又コレラノ送風ヲ日次
紀事ニ晦日子刻祇園
社前灯燭之外悉滅火
暗中参詣人悪口而行
言他人瑕疵假令雖聞其
声知其人不争之不恨之
是懺悔伐而勧善懲悪
之微意乎房州千葉
笑亦此類也
世間曽箕用テモ此事廿六ニ都ノ祇園ノ底ニ大年ノ夜ケツリカケ神事トテ諸人詣神前ノ灯暗ウシテ人貝モミエヌ時参リノ老若男女

貞享のころまでもありし ○長崎歳時記にヤアラ〳〵とよぶ者あり厄払にあらず正月中
今もさかんなりし　非人ともから二三人一組とし錫杖をならし笠を着家々の門に立
読経をうけて俗これをヤアラ〳〵と云ヤアラ〳〵を祈うその発語なりと何の事も道の
類とゝる厄払は日書紀の条に山伏道心者の華貝を吹鈴を振或は錫杖ふり立
厄はらひとて編あみかさきて技を教む者は小包に銭 ○東方朔は八千歳 三浦
を得るへ門をありく　語をあさしむといへり　大介百六つと云こと雑和
葉集に類聚ま天下を治めたりて三浦大介が忠節を思ひ頼を増て無きにを
生るがめでたくおさしめる義説あらしと大介今まで存生仕らは百六才にやなりなんと
申ける大介は八十七才にて討死を（日本史には八十九歳）古へより七人へ加増の地賜りしを危ぶ
あれ伝に祝人かりとて百六つと申伝ふと云り江戸の厄払は西の海へさらりと
ありし京都は雑陣を学びてそのうちも　あく人の祝ひとする中に
志あり　関を越えて追ひはらふこそやあらん
をとこの若あり人の心をさかんにはじむひかのみきることを考しきるらん
徒然草　四季段　晦（ツゴモリ）の夜いたくくらきに松どもともして夜半過るまで
人の門たたき走りありきて何事にかあらんことことしくのゝしりて

左右ニ出生ワカレ悪口ノサマ〻若カ〻ホウ山ハヤク服ヲカヘル〻ニ云ミイヘリイカテカ是ヲ懺悔トモ勧懲トモイハンヤ

盆のはしめにあたる季吟云京にても松をとぼし長さ八九寸ばかり
の木を割りて家々の門にて人の耳にきこゆることを云ひてたき
のこりなき物を取まはし流ましく之事は名残りの言ひ伝へなり
松をたくこと古より絶えずとなりにし（古き悪戯を削りて人家を抑くと粥木）
を混して幸木なと用ひし 昔は七月十六日の法文といふ事のありしとや
滑稽雑談にも此日は諸国にて薮入とて家々秘蔵する書籍或は先家
の嫁も其の妻妾は親もとへ帰りて常に見たき物を客殿居る間に
深く入て浪藉する事近頃まで都の山田に行りし盆にせし当世
のつれ／＼によれは今の京極中に在り 續山井 花の宿やおれは法文の勢桜

如貞と傳ふ 乱世の習風なるへし 前句附口寄艸 法と入は伯母の
眼 人の闇 我もうこと恐悔る 目黒 衆中に詰て道 家毎
の戸を抑き大口のかたり 人でなし云々といへり 松漠紀聞金国治盗甚厳云々唯正月十六日
則縱偷一日以為戯妻女宝貨車馬為人所竊不加刑是日人皆厳備遇
偷至則笑遣之既無所獲雖畚钁微物亦携去婦人至显入人家伺
主者出接客則縱其婢妾盗飲器他日知其主名或偷者自言大則具
茶食以贖（謂羊酒餚饌之類）次則携壺小亦打鎚取之亦有先与室女私約至期而
竊去者女願留則聴之自契丹以来皆然今燕亦如此 此のこと虜廷事
実にもみえて正月十六夜謂之放偷と有これを法と入りの

類ニて経酷ともいふは十六日籔入といふなれば法と入より
出たる名とや帝京景物略ニ正月上元の事をいひて元時三日放
偷々至笑遣之雖六耦至妻女不加罪夷俗哉といへり又走百病を籔入
の事ニ充てたるハ同日の事なれバなり同書ニ婦女相率宵行以
消疾病曰走百病又曰走橋金と有り女は夜行なりしを気なりし
もなし○新年めでたし粥杖ハ望一日後千句正月をまつ
こそいはへ花の春うららかなる日にあそびくらし 長崎の近村小瀬と云処ニ正月十四日尻扣とて新婦の尻をたゝくと云り此ハ粥杖ニ似り
○初夢 古事談二巻 業房亀王兵衛の尉夢ニ法華
を被返却門外へ被追出とみて後朔康頼ニ語る

契冲雑記ニ春ノ夢ハヨクアフヨシニアマタヨメリトテ多ク古歌ヲ引リ真淵云後世ハ睦月ノ初夢トテ試ムルモ春ノ夢ハアフトテノ事ニ乳又初テシレ夢ノ心シイフモ少シサイツ頃ヨリイヘバ春ノ夢テウ名ノミ乳詩ニモ春夢トテ作レリソレヨリウツレル歟トミリ是他ナシ初夢ノヨクアフヨシテヘルヨリノフナラムカシ
崇神紀ニ天皇御子ノ豊城命活目尊二人ニ勅シテ汝シテ夢ヲ見セシメコレヲ占テ嗣トナシ賜ヒシアモ四十八年春正月ノ事ナリ

始ニめぐりあふ事とあり初夢と云はなれとも初春の夢
を祝て山家集ニ立春の朝よみける歌 年暮ぬ春来べしとは
おもひ寝にまさしくみえてかなふ初夢 寺武千句山ふかしまずや
こゝろしるしまし正月の一日は夢も見はるゝて 佐栄中山集元日
発句は門松にぞ鏡の初夢今日次紀事ニ凡初夢者自
大晦日夜至元旦暁之夢也故舊年晦日之夜禁裡貼畫船於白紙而賜宮
方及諸臣地下良賤亦以画船布臥搨之被底ニ寝今晦日夜有吉夢則来
歳得福云若見悪夢則翌朝元旦付之流水是謂流悪夢斯船内画種々
珍宝ニ故称宝船近世是亦鏤梓而児童賣市中ニみて説ぶそハ除夜の

隣女晤言ニ立春ノ前
日ヲセツブント暦ニアリテ
他ノ季ニハミルサレバ冬ノ
コトノミ世ニハ思ヘド四季
トモニ果ノ日ヲセツブント
云ヘシ伊勢集ニセチブン
ノツトメテ四月朔日ミヤ
ニテイクコ迄春ハイタラレ
暮ハテハ別レシヲヨルニ
ナリニキ返ミ兵部佐余
婦クレハテ春ノワカレノ
近ケレバイツクラノホトモ
ユカシトゾ思フ源氏ヤドリ
木ノ巻ニ春ヨリ夏ニウツル
処ヲセナブトイヘルコアリ
他ノ季モナゾラヘテ知ルベシ

夢をとひ座り一代男草子二日節分の夜ニいふ也宝舩を
了一衣といふ時を由けん厄はらひの声爰ちかく宝舩
売なともいとしめやかに鬼うち豆をまきし所それとまゐ
てかけるといへる垣を立て云日次紀事ニ此夜ハ諸人いふなれと
節分の夜を初夢と云今江戸にて元日の夜を二日の
夜とするものを生涯を志らし 晦日ハ民間ニ節分ヲ大年ト称ス
このゆゑ元日の夜ハいふ こうしていぬ
めでたきまでもあびるなどといふ 無田君 かまうれるまや 宝舩の絵ハ安斎随筆ニ古代の書に
これを云月枕の下に敷てねる京ニ於テ将軍の頃ハ既ニ此
事あり沢巽阿弥（将軍家の同朋天文永禄の頃なり）覚書ニ云貞孝御調進節分御

舟絵ハ一両年上京小川扇屋にて今書之候又先後狩野法眼ナ
子ニ峠右近と申仁被成入技持人ニ申候まゝとられ又先候公◯
様光源院殿御代ニ其福山新五郎時御舟の絵の事公◯様持ホすり
御上洛二條妙覚寺ニ被成御座候其時貞孝様ハ御宿妙蓮寺と申
所ニ御座候公◯様と◯基様ハ大引合御舟ニツ又御造子御所ニ様ハ
小引合上蔦中蔦御末女中まて八枚京へ次第相まそ調を成時節分
御伺書也て御入道ハ御所ニ様ニ御舟何としても儀ニ福山絵仕様ニ
気れ共御使被下二條春日御局さ成御急ニまて御舟を書申候彼
節分御舟相伺候むかし絵系ありそれまて調申候事も候しこと

右の文をふまへて昔ハ節分の夜宝舟の絵を用ひしことしられたり貞孝
ハ伊勢伊勢守将軍家の政所職たりし貞孝より宝舟の絵を献せし
なり法造子ハ法曹司なりと有節分の夜のことをくはしくしるしぬ
されど宝舟の事ハなかりしまた見聞集に節分の夜鬼ハ外へ福ハ内へと
おさめ豆をまき足之舟を出し給ふなとぞおもしろき事ハ此夜ハ
より歌連歌をも詠せり是ハ大内にてもありけるを万民にまねたると侍べり
旅寝中山集節分と題して昔よたから舟節分の舟やふとんの波かれ
懐子にも見え寝る絵し法度舟を中居し 宗因千句舟ハそのむかしよれ
霊れ夜ハ戯節分をかきねはきふりん此村よ寝れいましめ所まで

なと数多ありて船の絵もありしハ何ゆゑに衆人これ彼相ゆずりが
かきたり挿みしの模本いまだ実宝舟さえ紙それハ唯米俵を積む
たる船なりき心あれど今いかつねもいふとみる年の初めハ船を
画きて志の屋り滑稽雑談に寝所に宝舟の如く唱ふるハ病床
なとは払ふにもあらぬかくいふも涙を流すを来ニ使をといふ同じ
是ハいつのほどよりいひそめたる歟 斉宮の諱言に逆風と覚えたり
取がす件の呉阿弥が覚てありしハ 舟と絵はいりしをりんれハ物を載
よろこびあるなるべし又これいまだ夢を流さむとてある事ならんハ
なりけるにや浮世ハ何でもとむかへて今のめでたきよりとなりぬ 浮生が滑稽

太平記試毫評判の條田禄を後廉おある家居に越年をしく
きめて此禄氣にや去年なまて家居もゆるさ丸をトト養なるは此
舟も浮ふ泉水　玄札　この宝舟ハ種々の宝を舟にのせたる絵を絵り
けて元日の夜の枕の下に敷て寝れバ吉夢を見るとて初夢のなにとりて此
よりなといふ廻文の歌を書添て元日か二日の夜寝る床に悪き夢を
川へ流せ呪事とそ又年越の夜も歳ことにあり故に冬の季とせ
いひつり然るに二ッある物ハ前なる歳季に用る新年とするもなる
あれバ此理近かるへしといへるもありされとも玄札も此句ハ吉に照す
なる時ハ如何ならむ春なるへしといへるもあるへりしと云り　田禄は後に万治元年之

なれバ江戸まてハそれかさまり元日か二日を用ひてある日定らさりし
あや船の画内裏よりハ公卿に賜はるハ二日なりとそかゝる所なるへし
又この廻文の歌れと和訓栞に此歌を聖徳太子秦川勝か悪夢をさけし
歌に呪歌なりとも旧事紀にあるも心得るへしと云歌此心ハ十の眠り
よて十界をいふ長夜の眠の中に十界を流浮して見る夢ハ皆目
醒也といふ意用たとへハ音するハ驚くの心也廻文なれハ掬なぬ
なれとも此頃の歌にも詰て似我蜂物語に柳緑花紅柳非緑花
非紅といふ句にある人古き歌をかりてなるなとそのかたはり
のこるなめきたるのりてさぞとてかあると有　禅禄の趣をなし

おもしろくハとかくいふべし此歌も古歌とのみいふなるべし 全浙兵制乃
日本風土記五琴譜廻文詞とてこの歌を載て云 乃華気揺那多和那 揑木里那密乃密斎密
乃密那里不揑那 和多那揺気華乃 此譜倒順讀之字語意理桐同故曰廻文 此下釈音アリ畧ス 切意十
人共舟夜長困倦浪裏舟行各皆醒着かゝる歌伝へて琴譜といへるか
そのころ三絃なとにも合せて此歌を謡ひけるをもすべし 今もひくハ昔よりの事也 道祐が
紀事に近世梓に鏤て賣といへるも今より前ハ書て用ひしと見ゆれハ
よし人のうたふにたるを用ふハ稀なりしなるらん或人云今大内より
堂上かたに端午舟の貘字ハ後陽成院の宸翰を刻させ給ふと
ぞ又或説に後小松院御筆に宝船を画かせ給ひて画の上の貘字ハ

宸筆なりと云いつれとも知られねど 後説ハことに非なるべし 一代男に見えたる獏の札とあるハ宝船
とハ別にして売し通例ハ宝船の絵に神前の獅子狛犬のごとき物を
二つ画たるハ誤りにて獏一ツなるべきこと本草啓蒙に本邦にてハ
悪夢を食ふと云伝へて節分の宝舟北西の帆に獏字出たるなと枕下
に襯し此事唐山にハなき事也然れとも交趾焼に貘枕あり
虎頭を用ひて枕とせるハ和漢ともにありといへりこの交趾焼の
枕ハ辟邪なるべし三才図會に出たる辟邪の形とおなし貘ハ象鼻
犀目牛尾虎足といへるとハ異也 唐書五行志 卅四巻 韋后妹嘗為豹頭
枕以辟邪白沢枕以辟魅伏熊枕以宜男亦服妖也とあり白氏文集に

白沢ハ獅子ノ名也文
呉仁臣カ山海経廣注ニ
狛即貘獣之食銅鉄
者云〻イヘリ

◯夢ちがへ
備前紙ニ吉備大臣
夢違誦文ノ歌あり
あらちをのかるや矢さき
にたつしかもちがへを
すればちがふとぞ言
金葉集雑上にとこ
のなかりける歌にまへ
をつねに◯に入つりけるに
其の男かへりて来なむ
ふりけれいさいひて
かさりける宿の旅なれ
歯ぬけよりくりけるに
しかりて又の日その
にうしなひつか◯けれ
ぬしのうりにくそめなへそ
うれしうきしなにとか
よつかしうりけれは
よめる 読人知らず

貘瑞贊荒虎あり悪夢を食ふよしいへれども是も邪魅を
さくるの呪なり◯因にいふ或寺に貘枕あり傳へていふ加藤清正
朝鮮より将来しける物なりといへり其の枕を見て木彫にて漆をぬり
て彩どりもせり歯と爪とハ獣の真物を鏤む其形頭の左右より
前足出て踡跼(ウヅクマリ)たるやうに似り下に苦の如き唐あり頭のうへに船底の
形なる拵ありそれを枕とせるなり喉(ノド)内に括撥(クヽリ)ありて頭の横板側(ソバ)ぞひ
口を開く眼の玉をこしらへて出て摩れハ廻る耳も前後に動くやうにす
是虎枕なり虎の面ハ長きものなり 今西に因く かくハ誤なり 虎骨ハ薬用とぞ記して
頭骨ハ頭風を治す陶弘景云虎頭骨作枕辟悪夢魘置戸上辟鬼と

祢めするの名さいらし
くるへしうど救ちぶ
きば中なりけり
とあり疑ちハ夢をいふ
なりちぶハ方たるの
たるひと同し夢の兇
をいふ也

いへり其足前足を添てゐるなりけり時珍云按呉球諸証辨疑云虎之
一身筋節気力皆出前足故以脛骨為勝といひ又虎ハ踞を好むもの
なれバかく似せてやくなり格致鏡原枕の条下虎枕を多く挙たり
李廣兄弟宜山に猟をして虎を射殺しその頭を断て枕に似ることと
西京雑記にみえたり是虎枕の始なりとぞ又ある寺の什宝物の中に
かられ頭といふものの有獣の頭骨にて銅あたりの器に入たりかかるものはら
ハ拂子に似たる毛なり本草に犛牛犏牛二條に出たり今唐山より
渡るものいろいろある色ハ白赤黒黄あり新渡のものは緑なるもとあり
染たる物也本草啓蒙に諸色ありて犛牛尾にして黒色なるハ犏牛

の尾なるへしとみへり白纓(ハグマ)紅纓(シヤグマ)といひ黒きをこくまといふ今の獣
骨ハ此の二牛の内なるよしされども此獣も尾をこそ用ゆ頭骨なとハ
なき物なれバ彼処より有(モタラ)し来るべきよしもなく秘蔵(ヒメオカン)なりともかく
おもふに是も虎頭なるべしかしこにハしらといひ侍るにや 唐のしらと云そをなまれるか
ハ兕子付ける名の名なり 皇子降誕の時虎の頭を傍に置くことあり邪魅を退
くる為なるべし 紫式部日記上東門院皇子を産ませ給ひ御湯めし
ける日にもとらと書る処宮ハ殿いだき奉りたまひて御はかし小少将の君
虎の頭ハ宮の内侍とりて御さきにまいる云々 栄花物語初花 宮ハ殿
いだき奉らせ給ひ御はかし小宰相の君とらのかしらハ宮の内侍とり

て御さきにまいる 小少将ハ小宰相の誤なり 又御産所日記永享六年二月十日
午剋御湯始虎頭ハ入枚御湯具等云々 皇子御湯殿のことに記せるにもあるハ此なりけり さてこの虎頭
ハ作りそのまゝあらためるべし 件のかしらハしらしと名つくるの用ひ
し虎頭なるべしおのれが後世の大にあらためたるは此のこれをもてあそぶ
なりけん 或人所蔵に白沢の図あり人面三目髯あり散髪冠を蒙く
躰ハ馬の如く四足なり鹿に似たり背のたて右に小角三ツヽありあし下に各々
三目従に付たり尾ハ麟の如し図上に題せる文に赤虵落地兇名大扶
兕虵相交兇名神通虵入人家兇名孔窩狗上人屋兇名春女狗行反耳兇大
陽狗上屋臥兇名神宅鼠耕破地兇名金光飯瓶作声兇名頬女鼠声唧々

禁秘御抄ニ鬼ノ間ニ而ノ障子ヽ南ノ間常ニアケズ南北ニ御物具ナヲ立南ノ壁ニ百沢王鬼ヲキル図ヲ書ト有古今著聞集ニ鬼ノ間壁ニ白沢王ヲカヽレタルヿハ昔彼間ニ鬼ノスミケルヲ鎮ノ為レケル故ニカヽレタルトハ申傳ヘタレドモタシカナル説ナシテス夏山雑談ニ百沢王ハ李将軍ノ支ナリ名目ハクタヱナリ仮名読ニハカタエトモ云ヘトイヘリ李将軍ハ前漢ノ李廣ナルベシ虎ト見テ石ヲ射タルヿ史記ニ出ツコレヨリ前ニ楚ノ熊渠子カヿ似タリ 韓詩外傳ニ見ユ其ヨリ後ニハ李遠ト云モノヽヿ北史ニ見ヘタルカ又前漢ノ李陵モ有廣之風ニ

カ扼兎射ヲ命トアリ命中トハ其処ヲサシテ射サシムルニハヅサリシナリ
禁秘抄ニ白沢王鬼ヲヤキル
図トアルハ獣形ニハアラスク
ナルベシ但シ鬼ヲサクル図ト
アルミガサハ誤レルニヤ見
山雅談ニ白沢王ハ李将軍
ノイフ也トイヘルハ鬼ヲヤキル
図ト云ヘルヲ見テサルコトハ
イヘルニヤ極メテ誤リナリ
著聞ヲ見ルニ陣ノ座ノ上
ニ李将軍射虎図揚由
基射猿図アリトミヘタリ
サレバコレヲ渾シテイヘルカ
知ルベシ又件ノ図頭ニ冠ヲ
著セタルハ三河万歳カ
正月祝詞ニ「リミシヤウゴトン
ガタマシノ冠ヲカウヘニメシ
云々必李将軍ト云フナル
ベシタマシハ玉ナリ冠ヲホメ
タルノ万歳ノ唱話ニ依テ
牽強シテイハ分ラス画
ナガラヨノ常ノ白沢図ニ首ニ冠ヲキセテ昏ルモノ乳一笑ミ

鬼名金曽鶏生輭子鬼名彩女宵聞鶏声鬼名賊火鳥声汚衣飛遊雌作雄
声鬼名紀龍野鳥入屋鬼名不宄狐狸作声鬼名恒珠血汚人衣鬼名遊幾
夜夢不祥鬼名臨月竈前生菜鬼名水泆凡有此怪則呼鬼名其怪忽
自滅入地三尺轉禍為福皆須念七声黄帝巡狩到於東海濱時白沢出
能言語以足萬物情際民時害災君明徳則見天地 乙卯春日
平伸斎書とあり ○今民間に織を忌に月経の女ハ忌めとし姙身乃
者ハおろそかに見昭か散木集の注に懐胎の女をば目きらひしとらひて
染色をえもとめしこれハ色の事をもと何り 斉民要術に 作醬門 若為姙娠
婦人壊醤者取白葉棘子著甕中則還好ると見へり 物理小識に鋳剣

西武自注百韵胸サハキ喉ノ痛キカ花ノ君人目ヲ忍セケサウ
花君トアルカラケサウ
フミニ云ヘ春ノ季ニ人目
ヲ忍ビテ恥カシケレトモ
買ウニ心ケサウ文ハ爆ニ
ホコテカスモノナレハ心ワラ
ナ出ストハ俗ニ隠スコノ
アラハレタルナ云ナレハ人目
ヲ忍ビトアルニヨリカク云
○精ノトリ
信濃地名考ニ云蓼
科山ニ柄山鳥ハ世ニ図ノ
スル鵜ナリ西図トハ少ノ
差アリ戴冠立ズ尾モ
長カラズ雄ノ形遥羅鶏
ニ似テ高サ二尺許黒色
白班アリ烏鶏トヨモノヽ
如ミ冊頂肉アリ雌ハ黄
雌鶏ニ似テ胸ノウチ黒ク
白班アリ嵩充ニ柄ミ松
ノミトリテ啄ムトイヘリ世人コノ鳥ヲ図シスシテ山ノ雌ノ製ノ欲ヲ否テ雷除ノ守リトス此ハ製ハ夫木抄二十山ノ部正治二年百首法欲

鋳鐘合煉冊菜皆忌ニ裙叙之献とある
○懸想文売 續山井人もこれを恋といふらむけさう文 政武
恋の門立懸想文狂歌咄 寛文十二年板本 そのかみ正月元日よりあしたより十五日
まて毎年毎に假粧文とて売りし出立ハ赤き布衣をはきそば
まくとり烏帽子中ニ編笠
をかぶり西染面しく都の町々を売りありきを買人あるときは
紙の中に洗米二三粒入る假粧文と名付て渡せし一銭より百銭
まで代ハ人の心にまかせてありその祝言ハ買ける人あるひは夫婦のこと
らひのこと或ハ商売のこと何にてもよそもひける

後鳥羽院ニシテハ山ノ松ノ木カゲニカクロヒテヤステニ住ルテイノ鳥哉同ク従二位
一涯文集越之白山有
鳥其名曰鵜字出尓雅
郭璞注鵜当為鵜字之
誤耳云々朱冠玄衣青趾
白腹翅端帯白如鵲云々
州蒙小弐氏友梅處奉
山寺帰廬山腹以休登
渉者之労上山者数矣
竟獲覩之図而傳之
覚時凡卑中納言実種
卿奏進之上皇宮宣
図其像于亨ノ子宣永
戊子之災亭免于燬
爲昔友梅奉煩卿令孫
実積朝臣尊以聖製
題其上慎爲子記之云享
保十四年己酉四月
又赤キ写来ヲ雪ヨケトス此
ノ何ヶ故ニカトテス文化ノ始メ
ヨリ浅草寺七月十日四万六
千日ニコレヲ売ハシム

おもひ出てめでたくいひつゞけてすくなかりしと書けるにも売ける詞
おもしろくも此者我时世のふるきはなしを語けれ今は見絶たるにや
此ものゝ古き錦人は知るなかりし是ハ祇園の犬神人なりや又ハ桂の里
より出る男なりやその出る処をしらずといへりこれハ犬神人之雍州
府志清水弦指(ツルメソ)のことをいへる其為体半ハ薙髪不僧不俗横大刀常出
入武門賣弓矢毎年正月上旬（日次紀事曰 清水弦指）身着赤布衣頭戴白布巾覆
頭面纔露両眼而賣紙符於市中是謂懸想文云々其来由不詳唯祈嫁
娶故謂懸想文(ケサウブミ)男女所懸念之事或祈良縁或索富貴云々弦指(ツルメソ)因其所
願而唱其事則授其符十四日夜与爆竹同焚之然則化而令如願云（日次）

古事記傳云参河国
猿投(サナギ)村ト云所ニハ昔ヨリ
碓(カラウス)ヲ忌トゾ其処ニサナギ
山ト云ニ式ノ猿投(サナギ)神社
アリテ今モ大ナル社ナリ
或ハ景行天皇ヲ祀ル
ト云或ハ大碓命ヲ祀ル
トモ云リ又尾張ノ熱田ニ
テモ碓ヲ禁ムナリトモ
此ヲ用レバ必崇リ有ト
云ナリ
カラウスノ義ハ杵ニ柄ア
ルヲ云柄臼ノ意ナリ韓ノ
臼ニハアラズト云リ然ラバ
カラスキモ同ジカルベシ

紀事にも千代丸が雅家にいひし事は膝をしめくくと脇下近けさう
文かよふ艶書なれはなつかしきさまかはりたるもの也と佐枝中山集
けさう文かのそなたが急なるもの武洛陽集ニ世ぬあいらんとや
夜の恋も自悦こゝ歌ニ爆竹とありて世ぬ文をも艶書なるへしされ
ども焼といへるはかまえり一代男茶子を梅の絵もまぬ事を
かくしや艶書もして女をいとめんとする思ひよりの紙符
とも此文にも但し是ハ文帯をむすびて又若夷賣同茶子の元旦
の処扇いくはるひ売声は春の心ちもそこ桃久物語に元
なしさて若夷賣厭なりとあるハ二種賣しありて此者よりいはば

有しかざらんものか 醒睡笑ニ元日いまだ夜深きうちに万の物を売ふ
人売ひ出しけるに先むかふ事とては聖徳太子よりはじまりさるよしより
町に代りて若えびすとて、これをみなもとの詞にて若えびすとて
ぎん銭持ての色々人の夢む福の姿をおしゝて持ありきしと云 或そのかみより
のあらひありし銭をいへるに 元禄九年矢根櫓治一両に明けとちに自浄き 蓬夷のこと美ん中処に見へたり
日出て度も蛭子を刻む蓬夷 胸算用 南都、十二月晦日云ク 新しき四方に
元日よりたまのも数々と売りけるは柱に掛たる大黒くどのゝ二日の夜
因のゝ恵比須もくへと売りめぐる二日の朝子ゞみ売しや門迎へと売毎年
三日の間福の神にもまゐるをざりし ○沙石集云 去年おもとしも祝しかども

和名抄笏音忽俗云尺トアリ骨ト同音ナレハ忌テ尺トイヘルナルベシ尺ハ梵書ニ笏尺トモ見ユテ長一尺ノ義ニヨレリ水ハ玉篇ニ尸癸ノ切トアレハ音尸ナル故万葉ニ水良玉水長鳥ナドシノ音ヲ用ヒタリサレド寸為ノ反ナルヲモテ尸ノ音ヲ避テハスヰトヨムナルベシトゾ書紀懿徳巻ニ畝傍ノ山ノ南御陰井上陵云々諸陵式ニ畝傍山西南御蔭井上陵云々アルハホドヽ云フヲ悪ミテ御蔭ト唱ヘ換タリケムモ知ガタシ山之美晶登トハ御陰ナリ女陰ヲ云山ヲモ人ノ体ニ準ヘテ巓腹腰脚ナドト云類

油ましたがひあまたにこそはべりて、年毎にいはひあへりさる程に死といふ
言葉おそろしく忌はしき故に文字の音はかはらずして四ある物を
いふて酒をのむにも三度五度のことが万の物の数も四といふを忌ひされ
なりそれを銭をも四文字の音ずるを忌はしき心に正月は殊に忌みべき死をる
魚を銭家の前に取入てきりをかく云ふ是も法師の福かゝる
理をかなへぬり又常には欽み銭写ぞとはじ茗荷を冥加とさとるも
古く伝へのほし鰒を楽しみ気まとり昆布の名を弘めの辞にかへ
大諸の様子列済しのものかちの栗昆布とはくはふつて勝てよろこぶ
の義出陣帰陣を用ひしといへり西土のみち一切の祝事に万年青を

ナリ和名抄備後国
安那郡夜須奈コレ安那
ドモアナ嫌ヒテ後ニ唱ヘ
カヘタルナリ言語ニ
忌ハ云モ下多カルヘシ
犯シ有テオシコメラレ
ナドシタルヲ禁中ト云
言ハ忿云ヘケレバ大内
ヘ所ニ憚カレバ云ヘシ又妾
ノキタルハ人ナラ中昔ノ物語
ナトニモミシウドト云ヘルコト
往々見ヘタルコレデ忌ハ
シク聞エ

用ゐると秘傳花鏡に出又蜂猕猴蝙蝠鹿を合せて封侯福禄の義に
とり桔梗ハかしこしとこゝろ吉慶の意にとりてとり和訓栞に人家に芭蕉
をと植さるなる趣書に此身如芭蕉とあるを忌よりいへるなり西土にも夏
水仙を人家に植るを悪むといへるハ无義草の名によりてなるへし食に香物三切
を供へさるも強者躬斬のといひ日き忌西土にも桃二ツを又にゆくまで
二月三十日を数よその義によりてありとかくかたくなの事枚挙に遑あらん
○移徙粥物類称呼に世俗ことわりして赤小豆粥を煮て祝ふ事
あり一説に見るのなと伊豆国ふして三島明神の氏子伊豆の豆と云ふ
の三を象りて豆二粒入るよし今通じて世上の流例となるといへりと

いふハ此なり四年中行事秘抄に十節に云高辛氏之女心性甚暴悪正
月十五日巷中死其霊為悪神於道（路）憂令過路人相逢即失神令盗火此
人性好粥故以此祭其霊無咎害凡作屋産子移徙有怙則以粥灑於四
方灾禍自消除矣といへり 荊楚歳時記正月晦日送窮注ニ金谷園記云高陽氏子痩約好衣敝食楽人作新衣与之即裂破以火焼穿著之宮中号曰窮子正月晦日巷死今人作糜棄破衣是日祀于巷曰送窮鬼といへり其説異なり
ゆゑ公事根源にもいへりされと後世
ハ移徙に赤色を忌むものとハしらぬなれ赤小豆を用ゐるハいふ 今ハ川大半紙に移徙の
時赤き衣をきたるも白へり云々宗五一冊に公私ともに蝋蝙蝠朱をうけも衣裳も男女ともに白とあり ○むかしよりこの祝ひなと
ともなかつにかぎりかあると持のものなり あるハ世諺問答に嘉祥ハ
仁明天皇二年六月十六日豊後国より白亀を以て吉兆として

是といふにあらずこれなりこのかた嘉祥の儀ありと此事更に本説なし
なく彼銭の銘に嘉定通宝と侍れば勝といふにかよハせんと賞翫す
るにや東見記に嘉定の事後嵯峨院即位いまだましまさざる時の
六月十六日宋の嘉定銭十六文を以て食物を買て御膳に供しける
御祝を践祚の後も六月十六日に餅など供ぜらる何の書にありともみえざれ
ど人のいひ伝へしとぞ嘉定ハ宋寧宗の年号にて後嵯峨帝の践祚
よりハわづかに二十年前のことなれバ物ありとみえてその銭定めていひたるなるべし
世諺問答にも本説なしといへり四季物語にみえたる事ともあれども
誤多き異本の四季物語ハえらむの限にもあらずにいひそそれを八月の

なるを此儀と隔年に行はるといへるハ疫病ハ隔年にはやる物のよし
なり猶のちに此事ハ東見記によりて注せり猶後のことにてさだかならぬを
に行はれしにやあるべしされど年代記録にもみえず行しとみえたり

世諺問答ハ天文十三年の撰なり

蛍随筆 貞享戊辰 無名氏

六月十六日に嘉定喰といふ事近代
俗にいひ伝ふるハ室町家大樹の時に納涼の為に楊弓を射て勝負の
とりてまけたるものハ嘉定銭十六文を出し種々の食物買て備ふる
その銭にて嘉定といひしとぞ又ハ楊弓に限らず後世のあそびにや字あふひハ素
字あるをいひて銭を賭とせる戯れにて有り東見記をはじめ是等の
説をみな世諺問答をうけていへるなれどもさしもなるべく此ためも無し

今諸家よりて押あゆの考ありて餅を供ふるともかちんといへる
各家によりて異なりと氷の御物(オモノ)の代りに氷餅を用ひたるなどもあり
始まる頃十六日に行ふ事にて其の数をも十六と限りたる数なること
よりして銭十六の價にて何にても物を少しのみ求めて移りきし
なれあらん銭は其の頃嘉定銭多かりしなるべし
○八朔の賀ハ其事根源に西明寺大閣の文永の頃より其の七八年ばかり
このころ諸家に天下に流布するよし載られたりまたに建長頃よりの
ことなるべし云々桃花蘂葉八朔條正應二年御記にも家々の
いとなみにて頼むもしくは物をまゐらすることを始りそぞろに少からず

河海抄なんと桃花蘂葉に建長の頃といふに合へり世諺問答に始め
いたのむことそよ○きとあるひとそもそくの事ぞべきこの始なりや
おほまに入て人のもとへ法ふしけるとなりやとなたのむハまことたのみ
まそ田実なり源氏ありし比来このよのまうけ秋のこの銭
かりおさめなどいへりたのむとて人に物贈るもとりもすハかたぎる
庶民は民間田穀の熟するを祝ひてこれを相贈りて贈りしが
上ざまにも及びたのむ方へ物をおくりしよりたのむといへるならし
私ニ年山紀聞毎内侍日記宝治元年下に云八月朔日中宮の御方
より御いりたりし御ことのよろこびにはなびらかくさへ侍り

○ウケムケ
世俗生年ノ五性ニヨリテウケニ入年ムケニ入年アリテウケニ入年七ツノ祝トテナゝモジ付タルモノ何ニテモ七種ナトゝ人賀儀トナス文字ニ有卦無卦ト書ケモ正字ニアラス閑田蒿蹊ガ随筆ニ大般若経ノ中ニ負窮(グウ)有服入無服ト云文アリコレヨリ出タルヿノヨシイヘリ了阿云般若ニソノ文ナシ但シ大藏経中ニ又無服有服経一巻アリ世俗ノ云フ処ニ異ナリサレト有服無服ト云コトハコレヨリ出タリ思フニ負乏無服ト云諺アレハ吉年ヲ有服トシ凶キ年ヲ無服トスルナラン小泉松卓カ搶環暦ニソノ年ノクリヤウヲ載タリ十二運ノクリヤウ即是ニソノ凶ハ雑書等ニ載タレハ知ルヘシナモジ付タル七種ヲ用ルナリ仁王経ニ七福即生七難即滅ト云文アリコレモコノ七福ノ語ニヨリ且有服七年ナレハ之十二運ノ胎養長官帝沐臨七運ハ吉ニテコノ年ニアタルヲ有服トシ衰病死墓絶ノ五運ハ凶ナリ此五年ニアタルヲ無服ト云ナリ
明和二年千柳「コセガ有卦ノ声ノシヤガレル程ノゾミ又「無卦ニ入ル時ハシヨシサスダデ居ル

しはりふハまさそしたまことの名をかへてたのめハ嬉しきはあひとぞたてまつる 宝治ハわづか二年にて違せしなり 康富記文安五年八月朔日云々八朔礼事云々鎌倉より事起こる由所語傳也また梅松論に足利尊氏卿の心ばへく物をしみのおはしまさぬといふ処八月朔日憑なとゝて諸人の進物ども数もしらずありしかども皆人に下し賜ひしほどに夕に塩屍に二月侍務の鍬山祭に年の実と称する有年を祝する言あれも八朔田ノ実の称も此年の豊饒を賀することなるべし月令廣義をみるに八月朔勝とあるは名を勝臘といふなりと云々江戸にハ今昔を殊に佳節として祝ふ事ハ世に関東御入国ありて台駕こゝに入らせられしより天正十八年此八朔にあたれりと ○中古陰陽家の説にまて出たるを付るをいふ男子ハ烏帽子女房ハ頭に付しるし古画詞に往々ありて又物いみとて家に籠り居て慎くつゝしみそあるなり 拾芥抄物忌條迦毘羅国に桃林あり其下に一丈の鬼王あり物忌と號す此鬼王の為に他の鬼神みな鬼王誓願して六趣有情を利益せんと云々書我名おもて人ハ我のごとく守護せんと儀軌に出たりとそ その物忌二字を細紙に書て着ること河海抄に昔ハ忌みの日は物忌を書て烏帽子にも冠にもさしける事なり今といふ紙を又柳の枝三寸ばかり簡に化して物忌と書て冠の纓に差けれ又白紙にかきて付ることも有 是ハ禁中の事なりとあり

○土忌一年ノ内四時土公ノ居処ニヨリテ其方ヲ犯スヲ忌日取アリテ避ルヿ今モアリ土公ハ春ハカマド夏ハ門秋ハ井冬ハ庭ナリ又スヘテ土用ニ土ヲ動カスヿヲ忌狭衣物語飛鳥井ノ姫ヲ乳母ガ具シテカル処ツトメテコノ西ニ井ホルトテ家アルニ外ヘワタリケリイカヽセサセ玉ハムタヾナル人ダニ土忌ヌヤ侍ルマイテカクオハシマス人ハアナオソロシ云々サテスタニコソアナカナテスイテクレ○コレハ土用ニ当リテ土ヲホルヲ忌ナリ芳ルヲ下紐ニ昔ハ井ヲホル処ヲ忌欲虚言ヲ乳母カ上ヘ此ハ

○延喜式斎宮の忌詞ハ経を染紙。塔を阿良〻岐。寺を瓦葺。僧を髪長。女僧を女髪長。死を奈保留。病を夜須美。哭を塩垂。血を阿世。打を撫。肉を菌。墓を壌。堂を香燃。優婆塞を角筈なとゝ見へたり後世物に異名を作りて呼こともこれを本づきて忌ことを行ひたるなり海人藻芥に内裡仙洞にハ一切の食物に異名を付て被召事也とありて食物の名を指ていふをいやしきと恥るより出来しなり移りてさらぬ物にも異名あり古ハ髪を截をそぐといひしを後に男子元服ならびに小児の髪を収むるをすゑそぐといふ謡曲外百番に大木といふがあり本堂の棟木に

タガヘリ井ヲホルトイヘルハタハカリ□ナレド土用モ忌シヿハアルニ更級日記三月ツゴモリカタヾチ忌ニテ人ノモトニワタリタル蜻蛉日記下ニ九月モ立ヌ廿七日ノホトニヲサツヲカストテニハカナルヨシモメツラシキヿアリケルト云

○方忌 方塞リコレ方角ノ閉塞ニツキテ忌ナリ方忌ト云其時ハ方違ヘトテ仮リニ外ヘ移ルヲ云フ陰陽方位家ノ説漢土ヨリ移リテ古ヨリ忌来レリ後撰恋四カタフタガリトテチトコノゴサリケレバアフヿノ方フタガリテ君ヨズハ思フ心ノタガフハカリゾ 金葉恋下ヨミ人シラズ

成屋さま北谷の大松あるでハかくハかけるに此木をきり付るにきらぎやと称ハたなたらは昔に今もいふ詞と思ふをと截断といふこと忌て祝り嘉多言に十四日廿四日を十よつ廿よつといふハよろし言いへもとはかねもしひつゆるぬきいかゞあらん志のむじると忌ことハ米を古くハよねといふ和名抄に秔米を宇流之祢とあり清輔朝臣の説に抑ねハ秡綿の笠白妙にもといふもいへむとなつける雪の布晩稲を男居て抑ねともいふこの死ねといふにかよふをを嫌ひてよねともいへり金葉集雑上和泉式部石山に参りけるに大津にとまりて夜ふかくてきゝけれハ人のけはひ行かふしけれハたゝしこ志り

君ゴツハ一夜メグリノ神
トキケナニアフ一ノカタ
タガフラン
大和物語監命婦
アフコトノ方ハサノミゾ
フタガラジ一夜メグリハ
君トナレバ
○和名抄天一神ナカガミ
ト訓リコレヲ歌ニハ一夜
メクリノ神ト詠ム金摠經
ニ天一立中央為吉將定
吉凶陰陽暦ニ天一遊
行方角百事犯向之
大凶源氏ニなかゞみふさ
がりてナトイヘリ暦家
此神四方ニ五日ツヽ四維ニ
六日ツヽ凡テ四十四日下土
ヲ廻ル此ヲフサガリト云
物忌トイヘリ此後天ニ上
ル間癸巳ヲ始トシ戊申
ヲ終トス凡十六日ヲ天一
天上ト云通暦ナドニハ

かゝる尋ねられぞかくしける綫の女がよね志らげ待なしとかゝる綫
まりてよめるなんの前の枕ふしにてさふらへばこそ志らげハうとくしく里
どもよみけり、狂言記に梨子をあらんと実といふハ無をと忌ける辭
山家集例ならぬ人の大事なりけるが四月にあしの花の咲けるを綫
にそへておくりし綫のからきさはりし綫綵ならひなりとまをしき人に葬られぬる
かゝりしに色こそあらゆる綫一ツはなくしてこれハなりおもと申する返事
花のおもしろき綫なれどもまゐりけるになりしとも道どもかりけるとこそなん
秋揺狂言集ある寺へたゞんなくり大なる竹りの一ツ綰りけれハこれを
仕て一句ありべくもなきつきに世にかきなかたちを続けにけんとて云々又料理

雀神游方毎日有避忌
但癸巳到戊申日雀神
在天避忌者ト云是
ナリ

物語に載る此前ハありけれといひ乎後ハなしといふなるとぞ
集此初めの心にも此忌ひけるの習ありかしこともありしと 蔽園雑記
に俗諱樗を挙たる中に 諱離散以梨為円果とあくまま此名
和漢ともにあるよ忌たるよしぞかし ○今俗青魚(カト)の子をかずのこといひ
正月これを用ゐ婦女ことに賞翫しけるとぞ似たることあり 親元日記寛正
六年乙酉正月十日條斎藤越中入道催二来々(クルヽ)一折云々 鱈の腸を
不来(コズ)とて正月用名詮あしきをよりて中頃より来々(クルクハ)と書
くりとかけり 撮壊集 奥名の内に来々とかくり かづのこハかどのこなるを ことかきをと 東海
談に或国の守かづのこ正字を扶持してありけれし 儒者にたづねられければ或ハ利口のこ
まて他の事に紛らし 或ハ經書に眼をさらし 静坐工夫に服なく 瑣細の事ハ弁せざると

中ぬ国の守にわて実ニ儒者と云ものハ用ニ立ぬものゝかとて笑ハれけれハおなじ
事ぞ学者ハ神書も仏書も歌書物語なけ物それの数までも多くよみて入用
にも才取出さこそ
好ましきものなれ ○春雲が京売なさん様ゟ頃を産宇頃ともいへり尼と
いひおくかとにいへるは此物の名ハからとなりやありのゝ綾山井ニ
あれといふ名や何りわけの入るやうぞ 伊安 人の母を法袋といへハそとと
御産所日記ニ法袋ハ方様ならと何りといふも袋の内の物を揃りとるぶ
如く平産をいのるこゝろ呼じことも此かる ○鷹筑波集 大黒とえびすハ
中やよからん此ゆかしき紙ニ包むいさ頼 佐相 中山集 春ハ名こそ紙
まそふりぬゑえびすも 寛永発句帳 書初やまづ心よ紀えびすかな
きうする綱たをゆるハえびすをわすなるかな いふ今ハ此ふえびすを指のことなるへし 五元集 恵美須

紙ひけ取帳の二枚めん 吉原注ニ此句ハ睦月二日内田市なとつゝ家ニて帳の表ニかけしとみやと有 三枚めニえびすを銭にて付るといふと
えらし 様相ハ二枚めまて大黒を造すと成りて
多くぬい座ハ其角が口つきけり 蓬絨編ハ虫後蒔が桐の
さらわて紙のえびすハ七福の外まゝに下にハ志らぬえびすかれ祭と
いふ付合あり えびすしかハ雑ニも猿楽ニもありえびすとてわが見ハ兎猪杉なとゝめて二角ニ作れるものを見るべし えびすわすな
ゑ夷子紙と同くあまたなりてぬかりしき銭忘てえびすをかく
祝しけるに一説ニ十月ハ神ぬ出雲国へ行ぬ故神無月といひ
ぬれど夷子講ハ此月なれハこれは出雲へ此神のゆかぬゆゑなり
されハえびすを紙ハかみのうちにかぞへりいふことにて志るといへり
○夏山雑談ニ硯の水は我許ふうつさぬとの事なりた遷の時今人の

面うげなと硯の水に移して定文を出なせよといへるハ何にかあるらむ
記いしと見えまれハこれ菅家の法於よりか傳ふ見る石の面に
とのハ書ざる紀云の於まりいひ出しまや源氏物語に八の宮の姫
きみ哉りし法きやふ傳に姫君法硯をや持て川によせてまゐの
屋はよりも記すまじ勝なとこれに出法へ硯すくりかつ事さん所りとて
紙あり勝へとはまゝは見消忘れし欲すなといひ侍へて古の説ども
出きしなりも　守覚法親王の右記に教童指帰抄に云　彼抄者菅三
品之撰也其條々者硯不可書文字事云々以箸不用楊枝事云々聖廟
御遺誡之中有之とかりける石の面に云ての説ハ後人是をよめる哉

○耳タブ
耳大ナルヲ貴相トスコノ故ニ幸福アル人ヲ耳タブヨロシト云ヘリ
砂石集ニ南都ニテ或人某カ耳ヲカハウト申スニ用途一メ文バカリノ雑掌スヘキ事侍リシヲサラハ此事イトナミクベシ此耳ハウラウトテ賣ヘ手リス其後相人アリシニ件ノ耳カヒタル僧トツレテ行耳カヒヲ相セサスルニ御福分見エ給ハストイフニアノ僧房ノ耳ハカヒトリテ侍リアノ耳ヲ某カ耳ニシテ相シテト云ニサテハ明年ノ春ノホトニ仰悦

神詠なりと祈り侍へしあるべし

池北偶談巻二十一白虎通曰婦人之贄以棗栗腶修棗取其朝早起栗戦慄自正也今斉魯之俗娶婦必用棗栗諺云早利子也義本白虎通而稍訛南宋時太学生斉祭用棗子荳枝蔘花曰早離了也殊可捧腹矣ココニモヨロ昆布家内喜多留マタ旅ヨリ帰ル人ノ坂ムカヒノ松ニ胡桃ノ如キコトダタクアリ

○福といふと古事談に業房年始の夢を福なりし
きこゆれるなり　上まえ　著聞集に石泉法師祐性て法寺の別当
みそむ哉人のりとくつもしとそこのもとさしく法の始くみてさふ
らふぞきおどとて又もぞめなり細き笛をもてと云始くハ福
なり蜈蚣を鞍馬の使者といふる八幡北鳩の類之狂言記福ある
ほかくさなんじやかりの事で法ぎり申侍まど為今世まし外よ
られる物哉なちて人の縁る哉福をけといふ人の許より物縁まる

假ヘシト云耳賣ノ僧ヲ相シテ汝耳コソ汝福分ハ見ヘ給假ヘソノ外福分オハシマサスト申シ云々
天香楼偶得後漢書南蛮傳哀牢人皆穿鼻儋耳其渠帥自謂王者耳皆下肩三寸庶人則至肩而已蓋設假耳於真耳之上以長短別貴賤儋与擔同謂擔負此假耳也

時に筮物に移り紙とて紙を入るもそれぞれハ発燗（ケギ）を入るも返して
沙石集に君に忠有て常にうるといふ條に返り川出物とて紙一枚
をそく移りたりといふ條にこれ今いふ移りの法には古くは硫黄を以て職
人尽めに硫黄箒売あり二杯をうるきるこれを用ゐる祝ふの意なり
あるハちゞくとも音のかよふ故にて又今祝ひを　貞享頃の衣装の雛形に伊勢ち産
俗にいはひと云ハ位牌まごのことなり
の品に銭搔搔あしとを附木あり　これ又今の心なりうたりとも
うけれ又は塩尻に或問　移り物ちる時ま為へ又の銭入て返し銭
としのことはいふ古へよりありけるにや何　答云大神宮年中行事鈔
山伊賀利神事條に折敷に小石を入年の実と号し送るなり是

田種祭の時にまいらせるは年穀豊饒をいのりし元祝ひ年
の実と云し給ふことそれを世俗に移り物を移しふて号し然く
侍る　秋山祭ハ二月なり八月の田の実とも祝せるなり

方術

嚔の頌　守り縫　鼻に紙捻　くさめ　咒の師
厠に杜鵑を聞　芋畑　かんばり入道　事始
万葉集土肩根搔鼻火紐解待八方何時毛将見海恋来五吾　集中
をなひることを詠める歌この外にもあり詩邶風に寤言不寐願言則
嚔といへることおほしりそて今におのもされどはなひることあり後世には

知らさうなれば わがうへをうけみていふ事あまたあまた 嚔のこと そのまろき
事也けり 又天竺にてはむかしより これらをよまふものぬるのも此にある事や 四分律
に世尊嚔 諸比丘呪願言長寿といへることをのせたり 古今集 雑歌
よみ人しらず をとらめんまけれきみかなりけるまたなもちぬるに袖
中抄に まさなることといふもまうしぬるも 年の初に鼻ひりたまへば
祝ひことばいひて祝ひされたる人のこゝろゆくんなる 初めに隣の人
嚔らもと生そもくさめんとあらん 人は立とあるべき 枕双紙にみえき
ことのものあひて誦文する人云々 又宮にかて年ごろはひとしいふみえ
ことのものと仰られて我をはばかるなと関白殿に法じくはいふを

いはれたるにあはせて 産髪のかゝるにたゞ猶たのもしきにあるに心ろ
祖而詛といへる職にも 云々 これは清少が我をおもふといひしは偽 なるむ隣にてはなひれはとの口戯也 といふ事
なりけり 何の時人のとなふることばもそのこゝろなるべし 猶ことにてなむひとつる
清らしく葉をあつる比 帳文段抄云 乳母がその腕にて児の嚔る
時はゆゝしの人をなる銭合をかへて みくさめといひし也 しかる銭合を
ぎれは 今は嚔ある児に害ありとていひあつかひなり 今も守力など
み鼻の糸とて 青苧糸をつけて 児の嚔る時なるの銭合に代りにて
糸をむすぶこと有 伊勢守貞陸が産所記にあるのもそれ也 ひ糸七さ
一尺三寸許つかはす 銭とゝのへてといへり 糸は長命縷の類なるべし

今小児の衣の背に守り縫とて付るもさすや拾芥抄嚔時頌休息
万命急々如律令と有この誦文ハ仏家に咒願言長寿といふより出し
なるべし袖中抄に四分律の文を引て今俗正月元日若早旦嚔即称
曰千秋万歳急々如律令是縁也何只在元日哉尋常祷之 次々に云休息の字世俗に憩
ふとくの思ひて本義をうしなへり敬斎古今黈に以舎労従逸謂之止息者停憩之義也人
有嗣続謂之子息者生滋之義也人而物故謂之休息者了絶之義也息既渇謂之生而
又渇謂之死則息之為義不既大矣乎この外
にも諸義を説り然らハ休息ハ忌ハしき詞し 漢土の俗にもそのことあり帝京
景物略正月元旦五鼓時不臥而嚔々則急起或不及衣曰臥嚔者病也不
臥而語言或戸外呼則不応曰呼者鬼也また契丹にこのことあり宋人の
燕北録に戎主大后嚔噴時但是近位蕃漢臣僚等並斉道治夔離漢語

萬歳也今俗はいこれを祝ふるに徳万歳といふ又下賤の者いくさ哉
くさめくさめといふこれハ我が事哉 すいまんるとそ然し 休息万命のことばさまに似たるもをかし
寛永発句帳くさめや徳万歳の花の春 忠満 鷹筑波集人々や我
身のうへをそしるらんくさめくさめもひる刀禰治瀬真子録に俗説
以人嚔噴為人説此蓋古語也終南詩曰云々漢藝文志雑占十八家三百
一十巻々内嚔耳鳴雑占十六巻々志則嚔耳鳴皆有吉凶今則此術亡矣
いろり篗繊撚に思ひよりまさめをよび出せといへるハ鼻に紙捻
をさしくく又眠くは鼻へ児のより伸の時も銅のあたらを引のびハ
落久保物語に見えたりをていとおふくのびくしてからうして

おひ出ぬはあひみそり犬あそびのうはなといふこと 枕双紙にあそひ
せるとのあそびちど必ぞもとあり 京羽二重にも法す座さ夕ヶ秋
のなと見ゆ 酒酌 ○呪いなし處は職を設らましけり 職貞令
典薬寮の下に咒禁師あり庭訓往来に術治といへるも咒せるもの
なりと素問に所謂移情変機之術也 埃嚢抄巻八 郭公の如くそ
音を聞時犬の声をまねすとして咒すと云ふ本草にも此
辺まへもともの衣脱て拂ふなどもそれをもの犬のまねしたまふやうに本
草にハ荊楚歳時記をも引て上厠聴之不祥 覆法作狗声応之と
あり 夏山雑談にもかやうに時鳥を厠にてきけハ禍あり芋畑

古モ風雅ノ心ナキ者ハ
今ト同シカルヘキ也 枕冊
子ニ田植ル女ノ謡ヘル歌ニ
郭公ヨオレヨカヤツヨ
オレ鳴テコソ我ハ田ニ立ツ
コレハ田ニ立ツイタツキヲ
苦ミテ郭公ヲ詈リタル
コトバニオレトハ人ヲ賤メ
詈ル称也
古事記ニ須佐能男命
ノ大穴牟遅命ヲ意礼
トノ玉ヒ是奴トノ玉ヘリ
本居氏云中昔ノ軍記ニ
人ヲ詈リテヤオレト云フ
タグヒコレモヤハ呼出ス辞
オレハ此ト同シ今ノ俗言ニ
詈テ起ヲタチオレ行クヲ
ユキオレナト云モタテオレ
コソオレニモ云ハオレナルヘシ
然ルヲ持シテスタチオツタ
ユキオツタナトモ云リ又今ノ世ノ俗言ニ自オレト云人ヲ詈ルニ己レ汝我トモ云ハ古ト相反ナリ

みてきけハ福ありとあるに時鳥なかぬ所ハ高きの御厠にハ芋を
畑に植ていまおくる也 浄土にはかくより此島のあたりへまうこそば
とおもひまハ古へよりいへるあそびとりしハ畿内の國々にいと稀なりし
なるなへしかげろふ日記 五月五日の條にも、ころいめづらしけなく
郭公きそのもくもりてくそふりてあけてあまるにいひのもまる八回珠
庵雑記に明恵上人傳記を引て
なやの名とぞたかゆるといふ處り とのまど何ゆゑとそかくいへるなる
きすなる群て飛ものみな文家居のあたりにおりあるとのみし
ければいとあやしう思ひし時おくれしりとて従いきもいまとなる
ハ貴賤うちできみや後の世に浄土の説をうけて忌とあれと出来

此条前ニモ出重復ナレトモ本ノマヽニ書之
〇土用
狭衣物語飛鳥井姫ヲ乳母カタハカル処ソトメテニハ西ニ井ホルトテ家アルシ外ヘハタリケリイタヒサセ玉ハテニミタナル人ダニ土忌スヤ侍ルマイテウタオハシマス人ハアナオソロシト云ヒサテヌタニユリテウムニハドヨウトイフモノハカナラスイデクレヌニアリコレハ今モ云コトク土用ノ時ニ当リテ土ヲホルヲ忌ナルヘシ忌ル三下知カシハ井ホル処ヲ忌ル虚言ヲ乳母イフカトイヘルハタカヘルナルベシヨノ井ヲ掘トイヘルハタヾカリナレトモ土イミハ有シ習ヒ

ぬ羊畑のやうハ何成るらんと思ひまゐらせて杜鵑の黒焼を疱瘡の薬に用ることあり疱そばいもといふ由也もまた杜宇の薬とてきくよしみや又小児の病に除夜に厠までかうぶり入ることぞ忌といへるも厠に付る錢米を忌ることもあらひ出しとるよし 好色徒然草 のすがんぶり入ると

や云ことも美男のかれなくて女あまたひきつれ此男前の如くさそひ此哉文か入ざりハ 吟ひすよねのしくび錢ひきまかりけるかくること老俗になくなれとて 教家 何の義そともしれ 又おそろしげる物そのて花ときおどろきや 光悟あるよし錢いふかぶりハ眼張みて目をむき視えるをいふ 〇事始といふ日定らかりし元禄の頃身のうく四季經歴につかふて引とふハ太命月二命もまとなりでぎきを首振まひまの枕しめとせりて正月の内なり日次紀事

〇古事記ニ大穴牟遅命ニ助ケラレタル稲羽ノ素兎ヲ今謂兎神トアリ 伯耆国八橋郡東積村ニ鷺大明神ト云アリ 須佐之男命ヲ祭ルト云円村ニ大森大明神ト云アリ大穴持命ヲ祭ルト云リ件ノ両社ノ神主細谷大和ト云サテ其鷺大明神ヲ疱瘡ノ守リ神ナリトテツワクリニ仰キテ小児ノ為ニ祈ル先ハシメ預ルニ此社ニテ竹笠一ツ借リテ来テ家内ニ斎ヒオキ小児疱瘡ヲコトナクシ終レハ賽ニ同シサマノ笠ヲ一ツ添テ社ニ返シ納ルソノ笠ニシテ社前ニアルヲ後ニ又ハ借リテ帰ル 因幡ノ気多郡ニ伯耆ト界シテ東積村ト五六里ヘダヽリコレモ又ハ兎神此社ニテ鷺トハ誤リタルナラム疱瘡ヲ祈ルモ古事記ノ故事ニヨリシアリテ此ニ和名抄ニ東積郷ハ汗入ノ郡ナルヲ 八橋郡ニ属ルナルベシ和尓雅ニ伯耆国素兎大明神ト云ヲ載ルモ彼社ヲ云ルニヤ

十二月十三日正月一万事の經営始修之俗是謂事始日正月所用之物亦多買之とありてハ事納といふなし 江戸総鹿子十二月八日事納二月八日事始江府中にて簑つるなりと云り然鹿子新増大全寛延四年 江戸中町々の家毎に籠を竿につけて高く屋上に建置いふなりとも知難し或書に九字の形を表して魔除也と云附会の説なるべし殊又今日を事始とあいふ心得がたし十二月八日を始めとして今日を納といふ可なるべし乳暦にも十二月に正月事始すと記をし日多し然れなども明年納めとせん事勿論なるべし 誰袖海江戸の月次をいふ此処二月八日事始師走八日事納と云此日

素兎神ハ今モ因幡国八上郡
高草郡海辺内海村ニ
白兎社トテアリ今ハ高草
郡ナレモ気多郡ト云ヒシナリ
気多崎内ニカノ伯耆
大鷺大明神ト云ハ出雲
ノ大社ニモ同名ノ社有テ
疱瘡ヲ祈ル神ナリシ
兎神ハ其ニ非ストスリ

棹のさきに箱をつけて出せし京の卯月八日の如しといへり十二月十二日ハ
物康子なとに掛ひ古き札納る常花咄江戸の事を記したる　貞享五年板
十二月十三日春の事はじめとて武家在家の煤はらひ古札おさめあり
せりし日次紀事に此日を事始といひけれどもいはゆる事始とは事納
とはいつまでの事にて箒を出す事は鬼をはらふといふなれど除夜
節分などにのべし事は正月吏始のこともみて渾し用ひて節分にはいかにも
そのまゝ二月にもつかふまじきなり南島雑話に伊豆の海島正月
廿四日を神の来る日とて民家戸をさし戸外に目籠を出し置く
多し神集ありて此日籠を出して疫病を避くといふとぞ又土佐州などにも節分ハ

目籠を出すといへり按ずるに籠ハ九字をかたどりて用ゆといふハ
此方にては目の多く守り備る意にとりて深き故あるにやあらん
さて事とは物と云と同く何ぞもいふべしされば事はじめも正月の経営
とにハ廣く節分の事をはじめとこそいへ食物をいひて即節供なり
食物をいふも萬葉に左京大夫顕輔の歌に人ことに御て侍り
よりけるに桜花のさかりなとにやことにも侍るも思ひけれは
枝ニさくの字藤原記
ゆる我三品連歌も古くからるゝ春の花をえしてくれもすらし孫の意
法師つけたまへりにも此なりたる廃ことは食物之連歌
脱字ありとしも一ちことを考るに元かハ嘔出みて花のをまいひけ

より付句ハさぞかり食ハむすハ元堪まじき事とハいへど侍らんとぞ これも

さくらといひかへたり 散木集連歌人のこと共てさくらはくるゝの中にあかりけるをこゝのかゝろうりけれハ中実朝臣からのとうこゝろしそ付ゐし

もろる付 みやこ鄙のところこ 若らんとハ 又沙石集 六 何者のいひ出しけるやおもてを閑に

在て事残し相手引出物をば時の様光をさぬるべしといふこと京田

舎に昔くえありし食物のなれそれとも それも事ハ飲食なし

又雑談集 三 に昔ハ寺ニ只一食にて朝飯一度ありけり次第に齋量論

くして非時と名付て日中に食し後にハ山も奈良も二度食して夕の

をば事といへり未申の時ハかりに非時して法師京坂を下りぬれ

ば夕方寄合て事と名付て我〻世事として食すると云りと何れか世

俗に食物を事といふはまたもあり今も食事と云是なりまた節供を

節事ともいへり 望一后度千句 つくりとるや[illegible]も脈盛もあそぶしや宮ぶや

中入む節事なでもいへりよりぞ 非法事(オコト) を節料理なる始ともいふも

いふなべし 但しわめ納めなどはれかくされ二月にあるハ後のなるべし

○出雲國ニハ十二月十三日煤とりるどし芋こんにやく赤小豆などの汁

を餘に是を事始と云さて年神を祭りて二月八日に神の棚を

あつる是を事納と云 十二月と同じ汁を餘ふといへりこれも元ハ始終も

よくとられたまて 江戸にハ二月を神棚ハあつくいて ○此も あるの似より

此日赤小豆の汁ハ大原粥中して臘八ハ彼にうつりて侍しとるとの 先年柳亭物語

にやれその事に考あり日数のことハ堂一后千句節の日をあつく作らハ詮もなし
悪魔いれしとつゝしめる門と云ハ法事にハ拘りなしとも節の日を鬼の恐るとも
ことゝさの近之といへり物のれたる堂一后千句あたる此句あれしと覚ゆ又ことしいへハ
食物まて佛家より起りしといへとも雑談集にもあるなまとそれに世るまて食
をとらんくらふハ世にいふいひしみて佛家に是を学へるなり又十二月八日經堂ある
なる八日を限り二食となり二月八日も又長けれハ二度食ることを事始といふと
いへるハ二月のころハかるひされど日の經きハ十二月八日
みそハおくれそり十月頃より[illegible]ハ[illegible]へし

水祝 師走也 [illegible]樽 兎字 小児退歯 奏れ

鐘馗 西 照ゝ法師 蚊幬に雁金 蚊の咒

水祝ハ和剤葉に後宮名目に白河院の中宮賢子入内おはしまして後
御懐胎の法性寺殿[illegible]法はしめての[illegible]月のころ関白藤原師実公宗
内おこりそゆくりれく法ありけの水戌主上にまちかけ[illegible]

しるこゝ上あまたれせさせおはしまして戌辨内侍お玉ハ中宮の法大とゐりの
料に局の祝を世に治せらくしゆくゆく侍中と奏されし 經水と火と名けるハ對屋に出て別火をまもること
よりそ起りけれそて別火のまへぬを火と稱り それより後例になりそ建武年中
ともいへるとて後宮名目にあるなり
お家でもよもそろ程き若等にて此とつぎ戌なして嫁娶そのつと
めて此正月にハかるへ夫妻の縁家より水祝とておとなひ侍ること
日次紀事正月ノ條新婦を娶者あれハ朋友集りてこれに水を
灌ぐこれ祓除之謂なり孝徳紀の内に粗其の儀ありと 真字に書き要をつく
てつるまに写せし孝徳紀を按するに有 近 夫婦若経十年及二十年 適 人為 婦
并未 嫁之女始適 人時於是妬斯夫婦 使 祓除 とあるこれなるへし 此祝
ようしとおもひしにみや滑稽雑談に和俗去年新に娶し男に

歳首に水を祝ふと云ハ水を注ぎかけるを水いはひと云
水かけるといふ往昔ハ於て何れ永禄の比管領三好が家臣松永
弾正が姪女を我家の寵臣に妻合せし時に此戯をなしはじめしと
也年若き者血気の盛なるに任せて此戯をなし身を損ひ或ハ
口論闘争に及事有る近世ハ心有世の風に慣て水懸のことをせず
金銀に濃たる手桶に若松竹などと書て一双ゆひておくるを
受納して謝礼のため招請する我水祝振舞といふ云々　松永か家臣の子陰なれ
こけら紙に包み金箔を押て手桶を飾り笠鉾などに用ひし
事有り
又ハ西鶴が武道伝来記などに金箔置の手桶銀箔の柄杓衣装迄し

の笠鉾夥書の大団扇竹馬張の立烏帽子等のことを記せしいへり
思ふに此事寛永の末より始りしか其以前も稀には
有りけん幸木などに新婦を打など皆同じ類なり江戸
にも盛りなりしが兼康方治の頃あるべし寛文二年寅正月三日
旧冬より触に通正月に水あひせ笠鉾造りものなど不仕太勢寄合
躍など風情仕間敷旨并に湯屋風呂屋へ人呼集め申間敷事諸人
屋補に内なるあひ無用云々同四年辰正月八日町中にて水あびせ
此事自今已後親類縁者呼集仕候若とゞ誘ひ屋敷之内にても水
あひせ申間敷候出合申候ならば笠鉾作り物等に仕候

元禄二年己巳十月
婚姻ノ時ノ水アビセ
江制禁アリ

○マジクル
書紀天稚彦傚一書
ニ必当遭害コレヲマジ
コレナムト訓リ咒ハ字
書ニマジナフナレハマジ
コルハマジナハルヽヽ山ノ
マジナフナ俗言ニマジ
クルトキモ是ナリ
此リテハ今モ大ヨリカリ
ソメニ物スルヲマジクナフ
ト云

一切仕ありあるは往々水あびせ法度制禁ありて昔のやうに水を浴せる心を
止ぬるは浴は町中水あびせ無用となし 今も
大いなる事ともやかうも滑稽雑談に心ある輩の風俗として此水
無の具を携りて振舞に逢ふる人は誰も悦る様といふ事の始
甲子随筆に尾張甚目寺村に去年妻を迎へたる家にて正月十五日湯を沸して同じ村の人を招き入湯をしめて浴後に一杯を出すもとあるも水あびせを止めて其名残ならんと
正明かなりぬ節に説あらしかるは非也 ○長崎歳時記に役者相続又は婚礼の家水
掛といふ事あり一町の者とも万歳又は七福神に造り或は踊なとしみじみの浮壹
ありて取り来り家に至り祝詞を述べ其家より酒樽下手は義理悪徒の為の
有代等送りて謝するといへるも其の自し
然れども然大家の聟入に若い者ともありて酒樽に水と入てあ
一枚に拾人程同朋の名を書て態と法礼と仕かけ振舞の上で
あばれる義用かりてまて大家に迄すと云に今かくとなり

されば我か人をかしと云て明和初年千柳点前句にもひこえされ
花むこを柄抄て追ふ内気なの ○醒睡笑
人ひし大を虎といふ字を手の内に書てされはくかぬと数され
後は大きくて虎といふ字を書して手をひろけてみるに何の
益もあらすして終に悩まされ推ちり
其大は一あの文旨によりてものと云りての咒りと得ての法之博物
類纂巻十遇悪犬以左手起自寅吹一口気輪至戌掐之犬即退伏 掐 宜
作掐字書に爪掐也
とありて後もこれり 又云小児退歯上齦者置床下下齦者拋屋上使歯
速生といひて今のふきの如くして 但し咒の歯とられと咒ひいふつもりんすを形べし 又治脚麻法

如患左足以草貼左目上瞼右亦如之立止又云以紙貼鼻尖これも
小児の出るまじき事あそびされ京へ出まして児ふとて草のちぎれを額
の正中に貼て左右のわかちなし 箋織錦十一集 上洋もなく京へ上る
いんのこ 祇園の犬子額は押なまいし取合せてよく似たり 浄るり行平磯馴松 文耕堂三好松洛合作 第三ノ切たいに付られし也べて急ぎなりかまへなやるいう
又貫目まい浅かる恋の重荷なり待よの来れ琥珀同性 額に塵をつけたばかり

今世小児あやまちて頭をいためあるは時気を損じ恐りて其しるしにきかめて泣ものあれば
ちんぷいく法代の法宝と云ことあり是を智仁勇は世の法宝と云ことといふは何人の説なるか笑
ひ聴説をあまたが何事かといひて付ぶん帰甚だ是を悪む古上は説小児をなつくまじなひするに
あつくはやすりいふ ことはチンプンカンといふもの チンプンをそくしてチンフンカンとは唐語をまねび
て云くことはわかちなき言をこてかくの法宝をなし其心を弁へざるを云 法代の
法宝とは祝辞なり 小児のあやまち顛倒せるとなぐさめて宝を拾へりし祝するかあし 人語を
学ぶ例そのまゝ 散楽狂言山臥の祷りの詞に ボロオン ボロオンと云り 今はボロオンホヘトに述るあり なぐ
それとおなめして 音声を学ぶもしボロオンハ法螺の声なり今小児をとの法師か読経のまねを

あしてダブくダブ ながいふと同じ ◯ 風ふとわらぬ魔に鍾馗の画像を用ゆる今も田舎には
有るぞ 守武千句に 菜をいとわぬ秋の夕暮 萩原や風のもやかゝ吉つまりさ
いとあはれこそ頼むまし大ぜん犬子集に 難波の浦に風の用心せよの屋に
鍾馗の札や押ならん 又風のお法る花に鍾馗の札をはる事 文類集に唐
逸史を引て 玄宗の夢に小鬼出て物を盗ていあるもとある鍾馗出て
是を捕ゆ 終に上問大者爾何人也奏曰臣終南山進士鍾馗也とあるは是
を大人といふなるべし 大臣と書は誤なり コレニ依テ三餘贅筆唐故事歳暮賜群臣暦日兎西鍾馗劉禹錫有代杜相
公謝鍾馗暦日表云図写威神駆除群厲頒行元暦敬授四時云々又有代李中丞謝道暦日表云々
○笑林に詩あり結句に帰来屋裏坐打殺又何妨自註に帰入門時忽見門上貼鍾馗捉小鬼
故曰打殺 又何妨也
これみな是を用ひて不正の気を退けたり今も尾張熱田の民家

坤輿外紀濟泥国有
獸名把雑尓似羊麻
腹内生一石療百病
極貴重云々コヽニテ馬
糞石ヲヘイサラバサラト
バサラノ名ハ是ナリ
西域聞見録ニ鮓荅
堅如石青黄赤白緑
黒色不一大小亦不等生
牛馬腹中亦有生蛸蝪
尾根及野猪頭腹中
者尤良回人祈雨則
以柳條繫之置淨水中即雨祈風則嚢之懸馬尾上祈陰則嚢之腰燾各有所祈之咒莫不習應回人及土尓扈特多於夏日長行用以

皆この画像を戸ニ押して一説ニハ素盞烏尊なりといへるハ後のさたなら
んこれもまた鍾道の図雪舟ハ繪ニ多く見えたるは手近なる例ひ
ど事と見ゆる

○照々法師　帝京景物畧ニ云雨久以白紙作婦人首剪紅緑紙衣之以苕
帚苗作小帚令携之竿懸簷際曰掃晴娘これを似せたる詩も往々
あり陝餘叢考ニ元初李俊有掃晴婦詩云々又有序云所以使民
免乾溢之患則不猶祈晴又以之祈雨云々といへハ掃晴の名を忘れてるまに
似たり不角点の句まてるく法師月ニ目もなく　朝ひとつかへハ墨ニそ目晴　そかくこれいふ
紀逸点の句ハ専にそるし法師ありさまかな

辟暑用之謂之下鮓荅云々回々コレヲモテ雨ヲ祈ルヨシハ輟耕録ニモ云ヘリ

○桂林漫録ニ蚊幮ニ雁金を染或ハ紙ニて切て付る事其由来詳
ならず人なし按ずるに物理小識夏月線ニ染蝙蝠並横縫帳額蚊不入と載
たる是ハそれにて蝙蝠ハ蚊を食ふ物なれハ厭勝ニ斯ハするなるべし恐くハ
崎奥（ナガサキ）ニ客寓の清人夏の比此意にて帳額ニ蝙蝠の形を草画ニせし
て蚊を避る咒とせしは事なれど有しを好事の人此國にて蚊幮へと画なる
が誤傳して何つしか雁金となりたるにやといへり按るに御産所
日記ニ若君（普廣院義教の若君義勝）御誕生永享六年甲寅二月九日御産所波多
野因幡入道元尚宿所奉行司西洞院（これハ御袋の法師の里第なるべし）云々御産所の法具
色々給ル注文のまゝに蚊帳ニ紋雁金同じ竿金物白布にて蚊帳ハ

法出まじく法ハ極めて蚊屋也云々あり二三月の頃出すべき蚊帳張始る
何垂れよりはじめ有べき事也〇又小児なと蚊帳を設る事を鶴亀の紋など附
る付けなどする小児の張はじめて小児にハ後にさる者ハ男なれ女なれ九月に
至れバこれは不用の〇銭出して付る時は良の定めなく何れにても九八月中を
限りに用ゆよりて九月ハ仮の言にてそれを後に表して一〇を付る
なるも九月を斎月にて何事にも物忌する時なれバかゝるものもあるなり
桂林漫録の説によれバ何故に九月より前に事をするとなりしかと
されて件の蚊蝴注文に法華金物云々何しれも蚊屋ハ今のごとくさゞる
物にあらズ竹棹を四角にまはしてそれを包みて蚊屋の耳ハ布などに

付けゝり吉日を撰て稀りそめ又吉日に収むる盆の間ハ不用にて片端
の布錢一方よりまとめて帳を一処に集めて裾をよりて片端の竹にまとひ
出之蚊屋の名ハ大神宮儀式帳延喜式などに見えたれどもむかしハ
木きぬにて用ひけるにや〇春日験記に白き蚊帳をかけたるが見
えたり〇世諺問答に注ずみの事これハ幼き者の蚊に
くはれぬようにとて秋のはじめに蜻蛉と云虫を末で蚊をとらせ
しむる物なりと云々〇木蓮子なども蚊をとらん頭(カシラ)にして
それを付たりこれを括りて法をなすらば蚊の時となんばかりなる
かくりのやうにさて蚊をおそれしめむるゆゑにこれの文となり結つる

侍りき　とんぼうも蚊をくらふものなれど夕暮蚊の雑なる（こゝろハ蜻蛉ハ日をくらしかねてありて死ことなし）　風俗文選許六か四

季埒に春宝引をねぶ六月蚊をくらふとて二つ風流の志道軒傳

新らしき宝引をねぶ蚊がらふと好みなる律義なる者ぐさむなくあらば

どて人々の好む処より時もなき理を捨て云々按ずるに宝引ハ福引

なり福と蝠ハ同韻にして西土にハ多く吉事に蝠を用る事を

こゝに桂林漫録の説の如く蝠ハ蚊を食ふものなれバ此説も出

りんさまれ皆に云ふ理屈をのみ上舎もおもしろきなし

流行正月　風非送り　除蚰毒歌　蟹殻　蒜　猫犬の足括（ル手洗）

猫の失ぐるい　頭痛　臼の目切　釜鳴（壷口同）　菜（同）　祈祷

田舎にてハいつにても農業をやすみて休むを正月といふこれ

年ハ初めの遊び居るまなくてはいひしはあらず都にハ何ごとの

咒ひにてもしるしあるべし寛文七年未七月六日町觸今度辰巳と

云て松飾りを仕正月祝ひ申由江戸近在の町屋ども有之由

正月を祝ひ申由相聞候就夫法度可被仰付候へ共無用可仕旨被仰渡候

江戸町中にても右之通正月を祝ひ申事堅無用可仕旨云々とあれバ

名々に松かざり何くまでも正月の学びをしたる　杉田鶉斎が後見草に

宝暦九年の夏の頃より誰いひ出せしともなく来年ハ十年にて

辰のとしなり三河万歳の謡へるにみろくの十年辰の年に當り災疫

多かるべし是を遁まんには正月の壽（コトブキ）をなして祝ふ事と解すべき也
に依て雑煮を祝ひ蓬莱をかざり都鄙一統のならはしとなりぬるならん
安永七年は府内の人々は六月より正月のことはじめをなすもありて
やし雑煮を祝ふと宝暦九年の如くなりし　其は安永随筆に安永七年五月晦日江戸まで大晦日と
称して節分の如く豆をうち厄払の乞食出で六月朔日を元日と称し門松をたて
雑煮を食し暦禎をのし鏡餅を設け町家にては商ひを止め戸をたて笹を
かけ買人来れば雑煮を出し酒をすすむ宝永の頃も貴賤も出て江戸中如此大晦日
なくされしとは比事をなせるもの多しなど若狭よりはやり出て諸国に伝へたるとぞ
彼国の土民山中にて異人に逢しが斯の如くせよ然らば
疫病を除くと教へしなどいひふらしめたりとぞ　俄造の七日約瓶に粟を
洗ふ日の業はやり来て採子かざる正月に　湯に前句の心を女の業と見られば採は子と云語縁にして疱瘡の麻疹
の採にも正月を仕直して祝ひなどしけるは正月の壽あり又京都あたりでは有
ことも昔は四月朔日親族をよりて豆打して年を送る事ぞば疫難を除くなりとて正月の

もありし事ありとぞといへり　近時（文化十一年甲戌也）奇しき事ありて再び出し疫病流行の頃ほひ
今年は二度正月をなせば疫病のがるといひふらし正月の祝ひをなし
ものも多かりしがそれも一時のことにてやみぬ　○香祖筆記曰乙酉夏ニ東多疫忽有
郷人持斎素者言以五月晦日為除夕禳之則疫可除一時民皆買香燭祀
祇祖先亦妖言也といへり　○塩尻云甲午（正徳四年）四五月の比肥前長崎の
港疫疾大に流行し六七月難波京師に及び染疾の家々苦み愁ふ泉南
尤甚し京にては組を定め人形を作り夜に入数十人金鼓にて疫
を送る喧しく前代未聞の姿なりし又東海道にも享保十八年
七月上旬より東都大に疫病行はれ上下貴賤ことごとく此気に中りて病む

十三日十四日の頃大坂の往来をさらへてなきこと医書にいへる如く
天行時役といふ是の外邑里はおほく藁にて疫神の形を作りかね
太鼓をならして是を送り南海へ流さしむ官も許してとがめざるこれ
戯ともおもはれしとなし又三代の遺風なりと思ふことしより万病回春
邪祟條に鬼脉乃邪祟為之也不用服薬但宜符咒治之或従俗送鬼神
亦可日次紀事凡疫疠春初多流行若然則民間大人小児毎鳴鉦鼓而
追疫鬼或以緑樹枝作小船捨郊外而帰或以生茅并生草造偶人捨野外
而帰是亦駆疫之一術而唐土造紙船之類乎（紙船五雑俎云閩俗瘟疫之疾一起即請邪神朝夕拝礼以紙糊船送之水際）
はしく風神は人倫訓蒙図彙に風神払世間に風邪時行（ハヤリ）ぬれば

風神を追ふとて面をかづき太鼓を打てはやしうたひて諸人の
煩を己が身にうけて世間無病ならしむるといへり又町
家の若き者ども異なる姿をして是を送る伊呂三線に囃
げなど人形を作り焼香花あげ笠をきせ大勢色紙のざいを以て
傾城買を送るなどとて来るといふ是は戯ともなりて風神
送るといふことどうしかするりと農家にて田の虫払するより起る
おもにし町家にて風神を送ることも京難波にも尤盛なり銅脉が
太平楽府観送風神往々有送風神者四條橋上吾初観紺襪一躰大
鼓撃鶏茶双衣三絃弾大鼓三絃鉦声雑酸漿挑灯赤且團竿頭偶人

○油ムシ
人家多ク生スルコアレド何ノ故ニカ人コレヲ殺サザルモノアリ按ルニ天香楼偶得ニ杭州人家多息虫入夜縁床入幙嗜人肌血最可厭恨然杭人相戒不敢治謂以臭虫之多寡卜家業盛衰云々

紛如舞躍入四條川原灘川原乞食欲争取乞食喧嘩亦可看可憐竹
林医師葦泣擲〆可惜名残 耳袋に安永元年六七月頃京都に風邪流行しける大坂にて或町に風邪送りとて非人を雇ひ風神として鉦き
並三線太鼓にてはやし送りけるが与に余りて彼非人を川中へ突落しければ非人
怒りて仕方なしあれと物入その夜先刻の町に来り戸毎に先刻の風神又々立帰りし
とて来ていやがらせ
けるとなり

○虫除とて江戸にては北見伊右衛門と云名を書たる
札を家の入口の柱などに押こと有るは北沢と云処に
百姓ありてまむし其外毒虫に刺されたるに奇方の薬を出せしを
以て其名高かりしそれが名を書て見ひとしとて予が知るものゝ
相州津久井県の生れのものはいふ親父は医師をもせし家方
此薬を彼伊右衛門より伝へたりとなむ其方稀薟葉 これある時は蒼耳葉それなき時は

黄蘗とえれの汁などにぼりて胡椒の粉または雄黄を少し加へて傷処に
塗る事唱ふる歌あり其の跡に添まじなひ是は虫除けは山立姫に古へちかひせん
山立姫といふは野猪をいふぞ野猪は蛇を食ふ最も好むと云
萩原随筆に蛇の歌とてあるは我より跡によそごや
あしはめにありしと伝へんとありと是同あまたの件の事也 彼伊右衛門の歌は天保の初めに
絶えりと云 ○江戸の町家に門戸の上に蟹の殻を掛まて蒜を添るし
並にと有これ上総の俗なり房総志料に上総穂田吉浜の
漁家門戸に奇状の蟹殻を掛て俗云悪鬼を避る也又東灊の
俗上巳に家々蒜を簷に挿しめぐらし端午のはじめのものやうに蒜

なりけれハ代々に葱を用来由詳ならねハ源氏物語なとにも稀ものせり
やくと云事を詳ならずといへり夢渓筆談に関中には蟹なし
秦州の人蟹殻をもてり土人其形を怖れて怪しき物とし瘧
やむ者あれば此を借り用ひて門戸の上に掛れハ病差ると云へり
但人のこれを識らざるゆゑなれバ鬼も亦識らざるゆゑやと云り上総の
漁家などにては常に何ならぬものをさし何となく用ふこの咒ひを
せぬ待へしのうれへなし ○狛犬の足を括る古き咒ひなりと盗人を
まもるといふ咒ひなるべきが後には他事にも移りたり 正章猶吟千句
失物ある時その心に思ひよりて括るならし 狛犬の足貞徳文集に

古秘蔵の鷄失たる由常社に胡麿狗の脚を括りし又世話に云 明暦二年板
恋部詞に其の内駒犬の足くゝると出たり他の咒ひもかうやうのもの多からし
○仮我蜂物語猫の金を迯ていぬ時にそれを逃すな目我思ひ出し暦の
面に貫きて消ぬれば知れてかへることのありと云へり今も暦を融
の出る道に当ればそれ融出るといふその件の咒ひを謂ふる紀中とか何のなし
かくしたる浮言行れて後には傳はらぬもあるべし 下手談義に
ちらぬ物も何やらの咒ひとて頭より土器をのせて世に炎をともなふが
能き事ならんと思ひしていれて人に異見せしかど老人のが白昼に
丑の時参りのやうにえらつかざるの作り烱の行くを見せても

信じてこゝろの虚(ウツケ)とあり自己が神をうしなふことのおそれなれ
云々といへり是ハ頭痛の為とぞ今ハ土器にてくすゆるなるや擂盆を
かぶりて灸をすゆる事始め僅に元文の頃なるべし世の変ぜしも共に元根
のことはいひ出がたしそのかみは流行の事を勝負に定めて興ぜしかども
有とか又ハ神仏の奇特をかこつけして怪きことをいひふらし愚人を
惑すことも昔より多し其中に度ゝおそれしたかりけりて欺かるゝ
人の心ハ懲ることなきものにや入子枕正徳元年刻手洗鉢の目切とかいふ事
あり因中ともいへば大かた今の世にも弘法大師あいまいとやら是も年
の悪病を救ひ物ふきしと云々　酩香物の様りに捨無しとて貯ふ

吾妻鏡安貞二年六月六日御所贄殿竈鳴云々

これぞ白妙の石丸梁ありてまさしくと目切なましは町内あまり二寸(ミキ)
に鍾盤しよといひしひ限りなし昔も今のことなりて皆ゝ古狸の
なすわざにていへり手洗も同じこと有しかや明和二年前句付り
不思議となりくゝ能ふもといふ石臼を拝みぬ末　○夜分家の内に手洗(タラヒ)を
ふせ置は盗人来ると云こと帝京景物略に不以小児女衣置星月下
曰云々怕賊星照亦不置洗濯餘水為夜游神飲馬也といへることもあて
手洗を外に出しおかぬといへるに例とりそれを内に伏せ置これ
より出し礼不角点の付合の句に月うけも紙帳の内へよせ付ぞ
手洗も一味ありが呪ひ　○釜の鳴を拾芥抄に釜鳴怪とありて

子日より亥日まて釜鳴る日によりて兆あり吉いかく大なる凶事之

相対咄に鍛冶国貞ハ小刀を打て名を得し者也十二月の朔日餅つかん

とて臨を立て蒸したる僕に釜の鳴出て侍りしが国貞おそれてぞ侍る

我釜此声をいかにぞ侍るともそれを人に知らせもとまりこれより

世に名高くなりしとやと有商人なりし釜鳴てより家の栄へしも

ありと見へて侍り釜鳴るといふ家あまりされどもそとよりは兆にや

鳴時ハ婦人の褌をつまみて取まるこれを御すれば鳴止といへり

これハ博聞類纂雑法門釜鳴不得驚呼須一男子作婦人拜即止或婦

人作男子拜亦可とあるの法よりもこの事に始し 箕 織 臨 吉凶いづれも浅さね

名秘事嗚釜の口に布いきるぐ作りし 〇壺口禁忌 天香樓偶得

云凡酒壺茶壺之口禁忌向人云向之有口舌此説蓋有所本礼記少儀云

尊壺者面其鼻解者云設尊設壺皆面其鼻以向君見惠自君出也夫

鼻者柄也口與柄前後相對既以柄之所向主受惠者為尊故不以口向人

敬客之意耳後世相沿而昧其旨遂為俗忌并不以口向己失之矣 今

世の俗に茶瓶なとを多く北に向けて置事をいむは北枕を

忌の類なり茶を煎る器なりに始まるへし

〇安斎隨筆に享保の頃辻賣の奇妙の秘傳書に鰹によって方あるへし

はらき魚をえらみて喰べし喰はずともよし外は大かた此類也云々方

〇卯ハ辰モ寅セス

カトテスルハ灸スル日ノ略

誦シコレモヤハ久シクイヘリ

トミエ元文元年校ノ

前句附ノ作ノチノワ中ヨ

卯ノ日デモ卯ノ姻ノ容ニハ

胴脊中右ノ諺ヲ取テ

傾城ヲ白ヘ法林

今宝暦十三年 癸未

一長崎ヨリ傳ヘシトテ生年ニヨリテ灸治ニ忌ヘキ日ヲシルシタル一枚摺ヲ賣アルケリ是今モ世ニ用ル者アル歟 灸日之無稽ノ了人ヲ惑ハス其

一時ノミニヤナスハ……

中井竹山カ草茅危言ニムカシ大坂古林ノ元祖見宜ハ名医ノ誉アリシカ或人見宜ニ向ヒハ灸スルニ悪日アリ又禁穴アリト云フヲ聞ク然リヤト問フ見宜云、随分キツトアルヿナリト答フ素人ニテモ覚ヘオカルヽ程ノヿニヤト問フニイカニモ覚ヘヤスシ悪日禁穴ノ二ツナリトアレハ然ラハ授ラレタシト云見宜襟ヲ正シテ其伝授ハ年中ニテ灸スマシキ日ハ正月元日身ノ内ニテ灸スマシキ処ハ眼玉ヽト答ヘシ卓見ト云ヘシ一伎ニテモ妙ヲ得タル人ハ見所ノ超邁天理ニ明カナル斯ノ如シ

もとより實に奇妙といふべくもあらずしも載せたり いかなれば疾病産育など
薬を用ひずといふ沙汰もなく只祈祷をもてしとゞめんとするなるべし
おほかたの事にや 僧袾宏が直道録に云 内経以信巫不信醫列於五不治而
杭人尚巫郷村為尤甚云々といへり石原正明南嶺別志の説を駁しける
南嶺別志云 源氏物語にみゆる病は薬用る事はすくなくて
大かたは祈祷をのみしたるやうに聞ゆ今も田舎のさまはかくのごとし
鬼を尚ぶ風俗の弊なるべしとあるは延喜式政事要略などにみゆる
むかしの事は病ある毎に醫薬を用ゐたるあまたあるを源氏物語を
みなもて薬を用ゐたるなどいふはまだしし葵巻の事なり

○艾ハ昔ヨリカワラケニ入テ紙ニテ表ヲ封シタリ西翁千句ノ中ニ「モグサヒチリシ妹カ面カゲ 土器ノワレヲイトヒテ床ハナレ 浮世ノサガハ貪ト云モノ

近年マテモ然アリシカ今ハ皆紙包ミト成テ土器ハ絶タリ其故ニ少児ヲタマヲニ金餅糖ヲカワラケニ入表ノ紙ニ艾屋ノ印シテ賣シモ同ク絶タリ

灸スエヲ漢土ニハ艾師ト云ヿ医賸ニ揚鉄崖詩ヲ引又灸師トモイヘルヿ夷堅志甲志ニ見ユ

まゐるなどあるべきにもあらずひがみへのみぞ柏木の巻には法師ともおほくし
めされぬの心うき事など云々あるは薬なりこれまでは多くのり
そのころの験者のいのりにて病の癒し事なれば鬼を尚ぶる弊
風俗ともいひつべし 早く醫といふ字
の巫よりいでたるにてもしるべきなり 丹波康世の醫方をとりたる多く
千金方よりとりて方ことに咒文有令ありし典薬寮に咒禁師咒
禁博士咒禁生あるもまじなひて病を療せし 此咒禁は唐書
百官志にも有 皇國のみ鬼を尚ぶ弊風俗あるにあらざるなどいふ
さて南嶺別志の説雑あることども祈りて薬を用ることなしと

さいはらの我かなよ海なるハいふ文は湯ニとあるを葉とのる
定めかなし煮湯(サユ)のこと我いひしかあるへし又風呂とよ湯よ文字の
通り 栄花物語 玉の村菊 風呂なとみやとそ湯ぬてさ世縁文章
湯風呂なとそゆへてさ世縁そ結ありをかつるよはなちを有
ちあへくきこえいり縁めなとこえくよりて又その人ハ祈りそ病いめと
定めそいへるなそうし
口寄 よりて 寄絃 神より枝 いちこ 外法頭 狐つかひ
ぬらいハ 荼吉尼天 飯綱
栄花物語 後悔大将 かよのまことそうらひてともなし御ものとそきこえ人のかれと

はくちよせよいてこ川中略このかうあつらたれたまゐらよあさせてさこ
ありあぎハ らんあぎし 紫式部日記 中宮御産条 はあやけるつりとなり人ゐ法花経
ひとまろひなとあまうれのゝ はりハ木下そとてつくりはかりり
湯ゐりあそう壷井氏か標注よは物怪のるよ或ハ法産の時或ハ法童
病の時寄物怪問之義也立物如口女房立之号物付是也とハ物と
いふを降童(ヨリヒト)のこゝろをとりてよう付つ人物怪といふをうつすをよそ病ひ
ありそのよりよ人物怪つきぬきか物怪を 平家物語 中宮御産の事
これ法物怪ともかれてそり入まる祐子(ヨリマサ)明王のおまくにさけそまほ
はらくまてゐり云々 清少納言のくけよいひつかむも今よやうなる

為き人とてむかしよりの云ふ法を伝へ来て今に神子あり
栄花物語にみえたる法をたちよせて今も口を寄するなり水を手向る若
ありきたり 新猿楽記ニ四御許者覡女也卜占神遊寄絃口寄之
上手也舞袖飄々如仙人遊歌声和雅如頻鳥鳴非調子琴音而天神地
祇垂影向無拍子鼓声而□□野干必傾耳和りての神遊ハ歌舞なる
為く寄絃ハ今もいちこのするなる口寄なる寄人をさそふなれば
はなしる法とそいふこともみゆかりきたるべしこれ今のさぶらふ説なりとぞ
類ヽ今ハ寄絃を口よせといふなり混じしより非調子の琴音云
さまさまに神より板なとの事をいふなりや 万葉集九 柿本人麿

献弓削皇子歌神南備神依板尓為杉乃念毋不過恋之茂尓
言の序にいひなし其 淡斎云神南備とあまねく三輪の神也あまくもりによる杉の板
なと云るに照さへ内裏まて今も琴の板をふみ物そなへりて神を降し
まて神の教をきこしめさるゝ儀式帳まで造宮使の造り奉るものにて
昔より板といへり 本居氏云琴の板とて杉の板を敲きて神を
請招せるにや有り今も伊勢の祭礼ニ此とあり琴頭ニ神の御影
の降りますとありて基俊集にもかくありて神降りたる杉のむかしの
くもゆくかゝるにもさきこゝろゆくもありて神功紀ニ琴頭尾ニ千繒
高繒を置て請とおもふ神のふりまし来れぞ見ふべしとあり

山家集下ミクマノヽ
ムナシキフハアラシカシ
ムシタレノクヽハヨノアエ
熊野ニ板ト云モノアリ
巫女ナリムシタレハ笠ニシ
付テ身ニ霰フ衣ニテ凩
ヲ凌キ塵ヲヨクル為ニモ
セシナリムシトハ万葉ニ
ムシフスマト云ハ蒸衾ノ義ニテアタヽカナルヲ云ト同シムシ垂カナラズシモ虫ヨケト云ニハアテズ板ハ敲キテ神ヲ招請スルモノ故ニ名ク源平盛衰記十一

静憲法印ノ参詣
時皆石皆雀ト云兄弟
ノ児ノ出処ヲソレカ師ノ祐ノ
蓮坊ニ向ノ処ニ荅申ナ、
云母ニテ侍リシ者ハタ霧
ノ扱トテ山上無双ノ御子
一生不犯ノ女ニテ候シ程
ニ云ニトアリ昔年紀州
有田ノ人ニ聞シハ今モ扱ト
云モノアリ其部類ハ民コレ
ヲ賤シム故ニミメガヨクテモ
イヤヨキヒノハ骨ナシハト
唄フトカヤキヒノハ村名也
其処ニ彼部類アリ是
ハツチナノ人ニカハリテ骨足ヲ
ズト云傳フル俗説トゾ
サレト今ヨツモ記臆セズ
其国人ニ尋向テ記サマシ
コノ俗説ニテ思ヒ出セル
コアリ草津ノ温泉ノ旅
舎ニテ下女ナル者ニイツク
ノ生レゾト問ヒケレハ咲
ヒテ荅ルハアハラ骨ノ足ラヌ処ノ者ナリトテ云リ 何トモムサヘシテ子バ押返シテ其故ヲ問ヘハ越後ノ産ナリ彼国ノ者ハアバラ骨不足スト云諺有トテ云リ

これらの事をまなびて巫女の琴鼓の調子をあはせ拍子をも定め
なりけるにや 建保職人歌合に巫女皆日とまうして祈りも君と我ためとなせ
てそのはまかりしきはひとも知らず祀りつゝ雪西は老姿の胎に守り
ひけるが弓弦をならしき口寄をさせし とつるひ出ずるは弦をならして舞人なる処也（甘露寺職人歌合にはかんなぎ祢宜）
西土にて男曰巫女曰覡とよべるより謡曲葵上より人いまぞよびける
も濱の何とかや北駒に手綱ゆりかけたるに口寄するもの祠と
みえて鵯鷺合戦物語にも残詠しけるものゝかんなぎ
梅その小神といふものもあるよしを伝へて天さかる
地志なりしといふものゝ辺者のものゝ清きもの

人並ナラスト云謙辞ニハイトオカシ此諺コノ国ノミニモアラス紀州有田郡茨并組吉備野村ハ薦ヲ作テ生活トス是ヲ他村縁組セス此種
円処水屁凤ト云処ニモ
少々アリ其近村ノ謡歌ニ
ミメハイカホトヨカロモ
イヤヨキヒノハ骨ナシハト
云アハラ骨一枚足ラズ
トテコレヲ骨ナシト呼テ
甚イヤシムサレモ織タトハ
異ニテ他処ニ往テ召仕ヒ
トモナルト云リ水屁凤
ト云処アリトナレハコレ
畿内ノ国ニイヘル宮ノ
モノナルベシ

きゝを頼ぎより今ぞまりくるものなれや何しけのくさ
ゆりかけありかゝの其今の姿ありなりけるの清用なる
世中はとてもかくてもありぬ也と云つり 謡曲拾葉抄云寄人ハ寄
神共降童ともいふ或ハ生霊死霊を祈る時彼霊のうつりし童子を
そなへ置て祈つけ降参させる事也或ハ霊を人形に佗りて
馬などしらへたる人形を舞て祈り移りて後に川に流すなり
まゝ皆の歌もこれらの手段によりてあそびしより今日よせける者ハ縣
巫女まて神家とも成まてこそいちこともいへど
いちこなど賤き名よりあやしき神前に神楽をするもありの称も

いつきの義にや さまで和名抄なとにも覡を見盗類に収めたれは
りとよりおもきものにや いちこハ東鑑巻二十六ウ一古娘依召参上とあり
又義山後覚に太閤伏見御切宮にて市ハ當社の神主なるものきん術と
中云々 下文にこのいちこよび女房云々あり 独ミハ縣神子なとの名にいひならはせしらん
元隣か誰身比丘人 四巻 神子為といふもの神子のをと呼ならはせてころよりぞ
さや そが葉もたちかへり伝へきたりて女来りてことく寄らの
結ひちそのうし からも傳へもかへしけるあき神仏おおかん名のも
多くなりこと傳へたるにいひならはし云込者のいふなりとおそれみしれの
うそか傳しまとうとく我ましとくしし何とられけるにいはば此方のまとハ云々

龍宮船といふ草子に鳥羽の隣家に毎年相州より巫女来り往の事ありと
語るにあらぬる所にかつぶる事あり 或時服紗包を忘れて置きて帰りけるに二寸斗の
厨子一寸五分程の仏像ありて何仏とも見えず外に猫の頭とおぼしきもの干かたく
まりしもの一ツあり 是かくかの巫女大汗になりて走り来り彼紗包を頼みける故即
出して渡す 是は何仏ぞと尋ねければ我家の法術秘密の事なれども
今日の報恩にあらはし語り申し候 是は今時の如く太平の代にはいふしがたきこと
此仏像は我より七代前の先祖此法を行ひし時 此法を用る
異相の人を常に見立 生涯の時より約束致しまた人に施しんとせるおにはその首を
切落し 往来しげき土中に埋こと十二ヶ月にて取出し 髑髏に付たる土をとりて
合せこしらへ人数多の首はさらし常ひかへるよし 此像の異相の神
異にて見るを懐中せしめばいかなる事もいはれ語もありていふなり 今一の
歟の頭此ごとくなつけ是ぞ語りかくき決あるやらん たり切るなりと計いひ
なるよし これは世に云外法といふものなるへし 今の頭なるを
外法頭といふ是なり 見聞集には寿庵といふもの医師人の脈をとりて来往
のをとりけるに多く当りし者なりといふ條或人評して云世にいふ外法ありて
ばかりかしらしろ仏なといふ物を持ぬればかくいふにやといへるよれば
梨春のわらりの異物ハばかりかしらしろ仏なとし塚語に西園寺のわかきぞを
あひて所ちぎの散在植に入給へる候のこるぞめつらかなる法親

和名抄ニ専 日本紀云
専領二字読太宇女
乎佐女今按専訓
毛波良専一之義也
太宇女者毛波良之
古語也今呼老女為
太宇女コレヲ古事記伝
云呼老女為太宇女ト
云ル是太宇女ノ正義也
土佐日記ニオキナ人ヒトリ
タウメヒトリト 源氏
物語ニ伊賀タウメト
アリ又狐ヲタウメト
云ルコトモ物ニ見ヘタリ
ソハ老女ヨリ移レルナル
ヘシ老女ヲタウメト云ハ
姥外ノ移レルニヤアラン
タウメニ専字用ルハイカ
ナル由ニカ詳カナラス
日本紀ノ景行紀ニ故レ
汝専(タウメ)領東国トアル 和名抄ニ引ルハ是ナリ 此専字又他ニモ専(モハラ)ト訓ヘキヲタウメト訓ルハ彼老女ノ称ノ専(タウメ)ヲ専一ノ義ノ古言ト心得誤
レルナリ 和名抄ニ太宇女者毛波良之古語也ト云ルモ昏 紀ノ謬訓ニ依テ誤レル説ナリ コレヨリ 世々ノ人皆然ノミ心得テ誤リナルコナ
エサトラスサテ安閑紀
欽明紀ナトニハ 専ラ
タクメト訓リ是モ専一ノ
義ナルヲ然ヨメルハ同シ
誤ナレトモ タクメト云ル言ハ
正シク聞ニレハ老女ノ称ノ
タウメ本ハタクメナルヘシ
○上州ノオサキ信州ノクダ
又三州遠州ニモクダト云
同類ナルヘシ雲州ノ人語
リテ云クダ狐ハ大サ鼬
ノ如ク色黒シ耳ノ後ニ
小キ耳ノヤウナル物アリ
人ニ遇ヘハ手ヲカサシテ人
ヲ見ルト云リ其国ニモ
有ルニヤ昔年高崎侯
彼領ニテ狐ツカヒ刑セラレ
シ事アリ其時彼者ノ
使モタル狐ナリトテ塩ツケ
ニ壺ニ入タルヲ右京大夫
殿邸へ来シヲ見タル

志もらじのみて中まかりて法目のおかしまじけれは外法とやいへるまつるまかるになるかもあらん
の入るよみて云まうじの印しりとらや東山の私とりあらしるへの処とりて法はて後よ
沙汰ありしくせんへきるにとみへるる歩れり古への外陳と異なり或人云
職人らをよちしやとなえる者あか是今のいちこの類なりしと云ふあらん

○狐つかひ 狐の怪をなすこと匡房卿狐媚記康和三年洛陽大
有狐媚之妖其異非一初於朱雀門前儲盃餠礼以馬通為飯以牛骨為
菜次設於式部省後及公卿士門前世謂之狐大饗せうし 康富記応永
七年九月十日今朝室町殿醫師高天被禁獄父子弟等三人也云々此間
仕狐之沙汰風聞然而昨日於御産御方御験者被加持之処二疋自御所
逃出則被縛件狐之後被打殺依此事高天狐奉詛付之條露显云々同
十月九日後聞因人高天昨日被流讃岐国俊経朝臣同国被流之云々是等
狐仕之輩也まさそのうち茶吉尼の法を行ふものあるこれを狐を
仕ふなるべし文徳実録ニ席田郡有妖巫其霊搏行噉心一種滋蔓民
被毒害と有茶吉尼(ダキニ)に二種あり実類と漫茶羅とあり実類茶吉
尼名噉食人心雖業通自在祭者得福名為邪法漫茶羅中茶吉尼
者如来応迹故噉盡心垢住大涅槃所以名衆如天龍八部皆此義也と谷
響集にいへり茶吉尼とは噉尽の義歟著聞集に知足院殿ただ
ざねの法をおこなはせられ狐の生尾を感得せられける事みえたり
叙林雑話集に玖山公の御話のよし有时[illegible]何るれりしにも
[illegible]其極めて[illegible]肝要と

人ニ其形状ヲ問シニ全ク
鼡ト大小形色異ナラス
トテリオモヽニ笈ヨリハ
オサキハ小キモノトミユ
本草家ニ云黄縣志ニ云
皮狐子色黒形小已狗
多年者能魘人俗呼
為皮子トアル是オサキ
狐ナリト云リ然レトモ
已狗ハチンノ蕃狗ヨリ
小トテハ鼬ノ大サナルヘケレ
バコレ髪狐ナルヘシオサキ
狐ノ一ハニテカ雑考ニ
イヘレハコヽニ省ク

さしが我飯綱の法をおこなひしに成就せりと覚へしかハいかにして
庭なる松の木の下に出来りし時あまた鳴て又あらはれ
あハ辻風おこりしとこそいへりそのほかにも怪しき事ども者従ひ
あり果心居士なども殊に秀でゝ世に聞えたり醍醐随筆に松永久秀
果心が術を試みて怖れ堪ざりしをいひて此居士が術ハ蘇芳の
むかし人のかたりける若山人が童稚の時或日ハ長寿みなく
飯縄をならひし丸薬百顆月なけれどもきかぬ也[illegible]
此法のおこなひ（自注ニ飯綱の法五部）はふりしといへり　和訓栞にいづなハ飯綱と書或云稲
荷の社なれハ飯綱といふよし物をうらなふ事垣なきよしいへり又奥州

蚓菴瑣語ニモ同シヤウノ
物語ニ或家内熟食
瓷皿忽被攝去有時
隣家攝来人或道之
空中擲磚片夕中人云

仙基飯綱山に祀るなりて飯綱三郎と呼といへり淫主又ハ木下三郎
といふ名もあり宋洪邁が江南木客傳ニ大江以南地多山而俗機鬼其神
怪甚詭異多依岩石樹木為叢祠村々有之二浙江東曰五通江西閩中
曰木下三郎又曰木客一足者曰獨脚五通名雖不同其実則一考之傳記
所謂木石之怪夔罔両及山𤢖是也李註東京賦云野中游光兄弟八
人常在人間作怪害皆是物云変幻妖惑大抵与北方狐魅相似或能使
人作富故小人好迎致以祈無妄福若微忤其意則又移奪而之他このよ
十餘事残哉なり多くハ美男子となりて婦人に通じなどしたる事ありとぞ
又このほど少払之即擲沙礫などせしハ江戸近き池袋村なる狐怪に

似より但し江南無野狐など北夢瑣言なども見えて尋常の狐など
いふなり五通ハ木石の怪のことなるべし京師鳴瀧妙光寺に十
境あり寺内に五通廟といふ祠あり鎮守稲荷をいはふ開山法灯
国師宋に行て将来せしといへり五通の神を此地にまつりて稲荷
をかく名づけしなるべし若き名称となへて捜神記に木精為游光
とあるぞ形のこれなるをのべて此ぶるとい云ふ源氏物語手習巻に法師の詞にかゝ
きつねのかたちなどかゝるハかぶりて天の下にけしからぬおほくありけるにたゞならず
名のりたまへ又夢浮橋に横川僧都物語の処押いと心ぼそげなるけはひにて
あやしきものと云ふやうの物の聴きみて来りしや花鳥に天狗ハ星の名也

本朝に用ふるハ天魔の類にいへり（こゝにハ天狗なりといふ事也さて物語によう魔王うちひめの事しむくひとて人々の男を女となし女を男のやうになしたといへり）浮出して往昔よりきこえし妖怪をおもしろき五通などが
何くもの淫祀有りて亡ぶるにハ出来もけり 尊郷贅筆康煕二十
三年十月江撫湯公斌と云人五通五显劉猛将五方賢聖等名號
荒誕不経の淫祠どもを悉く毀ち妖像土偶ハ淵に投げて木偶ハ火
に焚たり呉郡数百年の悪俗を一朝に革めぬ湯公が此挙真に狄公に
愧ずといへり（又述異記に康煕丙寅江蘇巡撫湯公奏除五聖淫祠凡祠宇及人家所奉者悉行撤毀妖祠遂絶たりとみえたり）

池北偶談にも康煕丙寅擢江寧巡撫都御史湯斌礼部掌書掌詹事府事湯瀬行疏毀呉下淫祀云々

髪きり 捜神記に老狐髯の人の髪をきりし事あり 宋書竟陵王誕傳中夜
閑座有赤光照室見者莫不怪愕左右侍直眠者既覚失髻矣如此者

数十人ゆへに秋坪新語曰甲午夏忽傳有妖翦人鬚髪婦女割其衣底
襟一時驚喧官捕無獲久之漸懈而亦絶といふ事もあれば是より
室倉よ寛永十四年の比より髪切虫といへる妖孽ありといひふらし
て誰とても一定見たる人もなけれども人々おそれて落ちつかぬ心のまゝに
女子はおそれ恐れけりさて其事目撃せし者もありて其説まちまちなりけるに
いづれとも知らぬ呪ひなどして異国より悪魔の風の吹き来るなどとて騒ぎけるを
伊勢の神風といへる秘符を写して家々門戸に貼りおきて大いに流行
きしも程なく止みけるが又いづれとも知らず髪切虫は剃刀の牙ありて
の手足ありて其の形をかくまでいひふらしたるぞ世上の評判

神田白龍子雑話華
記自序ニ云市中ニ出
隠スル事今茲享保十
五年庚戌ニ至五十一年
ヲ過トイヘレハ延宝ノ末
ヨリナル事知ヘシ記録ナド
ヲ読ミ軍談ナトシタル
者ト見ユ此ノ筆記ニ云
一日榊原ノ家ニ行テ兵談
夕陽ニ及テ暫ク休息ノ暇
ニ列士ニ對シ播州姫路ノ
城妖怪ノ事ヲ尋子シニ
各ロヲ揃テ申ケルハ其
事大ナル虚ナリ先年
当家越ノ村上ヨリ姫路
ヘ所替ト聞テ家中ノ女
小供殊外恐レサナシカ
トモ姫路ヘ移リテ一人ト
シテ妖怪ニ逢ヘル者ナシ
一向跡カタナキ空言ナリ
姫路ニテモ城ニ妖怪アル由ヲ思フ人アラス 何レノ処ヨリイカナル所為ヲ以テイヒ始メケン子細ヲシラスト有リ」

其てふとといへるほどにそこそ阿吉町々家々の門戸に掲ちて其路をまもりし
て流行りても頗る足をそらしたるに及べりといへり此等を諸国ともに
諸国の女子の髪を切家々のおそろしさを初めとて万民を煩はせける
大和の源九郎といへる狐は妹まで年久しく播州の姫路に住みて
そ又狐の四天王残りし如くおさかべ殿の四天王となりて武者なりといへり
おさかべ赤手拭といへる諺し
妙なるきこえくこそあり
明和八年江戸中髪きりのやうなる事いひ流してもきこえあり
粘りといふと臭きにおいありし後験ども多く吟味ありて獄に入る者あり
其角にかなまりさて止りけり ○白石翁の物語むかし姿に狐とおもひて
老婆女色の不思議のまた残住ける手拭を振りかざしきゃと声をかけたれば

手代手巾ふくめり出るその様りかたの脉処を何ヶ通り手巾様子
いかにくと佳ハ大久保彦左衛門承りて我等ハ中々婆さまとる手巾まんく
ハて婆さま取て見出してハ手巾外濟も申されハ外の流番所あど彦左衛門
一人いうなれば取られ申さざると残出てもあの其外の馬廟なのハ取られ
不申ハ是ハ各をあくさんれ小あされは何の男ハ右の手巾法中ハ附る我が
脉とたまお前様を見候ても是といふ處り　この話何ヶ出まりて如呉説に　或ハ云美濃ヨハたゞ狐と云ものあり
名誉ヨ人そふまれ人の目より見たる前り来り又ハまる事を切むと在れば手代取ある
云ゝ内藤四郎たる我手に来ちハ切るべしといへど彼狐取いとまれいたさるハ手方のまま
魚となれば…切るへしいひ知りの人ハ来りあといへり又古老雑話云上河にも狐と
云あり此狐婦よつきたるより在し狐より出云ゝ阿部四郎五郎がまとれいつれか是非と志て

○狐のおそけたる古跡人の知るハ泉州堺の少林寺 寺と云 狐の 上野國館林

茂林寺あどもしハ茶釜も筆跡も今にあるなど伯蔵主といふハ狂言に
侍るのをみて見せあるまれかかる人あれ狐狸の書画をうけたる猶あり
花摘集に伊勢國にて狐の人につきていひ出たる仁あれハ春日のおく
あの目ハ此狐つきて日比の田夫まよひたる狐にみて後に筆とりし
とく手筆跡出まり狐にて侍れば読まれや何とてかくあるためしまもと
書付侍る元禄元年七月のことみゆると有このよろこび又後に帰り事も
狐狸の書画をそんするに狐ハ書にて狸ハ画をよくするが多し 出画の係ますいへり

○日本紀に常世神とて虫を祭り富を致すとて以て衆民を惑さ
せし事あり漢の時も巫蠱のまじなひ侍ていひ出しものは後世に

金蚕と云こと其ありしなるべし○又漢土にて箕仙といふものを召降すること
事の吉凶を問ふことあり是を扶鸞ともいふ五雑組に箕仙之卜不知起
於何時自唐宋以来即有紫姑之説矣今以箕召仙者里巫俗師即士人
亦或能之大率其術皆出於游戯幻惑以欺俗人而行之既久似亦有物
憑焉蓋游鬼因而附之云々 紫姑神武ハ子姑ともあり厠の神之異苑にハ紫女といへり其名ハ捜神記に狐名曰阿紫とありこれらの類
みや 虞初新志洪若皐乩仙記に乩或作卟与稽同卜以問疑也後人以
仙降為批乩名之曰乩仙亦謂箕仙又謂之扶鸞ともあり乩ハ器の名之箕
と乩と音通なり直道録云世人取桃木作乩以降仙云々以乩振几三下
作字云々扶鸞ハ秋坪新語十三善扶関帝鸞有祈必應云々聞紙沙々

起落疾於風雨云々これ関帝ハ其名を託せる也扶鸞を駕すと迎ふ
事○犬神蛇神醍醐随筆云四国あたりに犬神といふものあり
犬神をもちたる人これをにくしと思へは件の犬神忽つきて身心
悩乱せしめ病をうけ或ハ死するもありといふ魔魅とおもへども
その国にて人犬神といふことを常にいひならひておそろしく思ふ故外感
風邪山嵐瘴気の病の熱はなはだしく身心くるしき時ハ例の犬神
よしと病人も病家もおもふ故に大神のなす業のやうにおもふなど
されどこれもさる物ありて山ぶしやうの者救ふとて祈りなどすれ
ばあやまちぬるもまたありとてこれも病者も死せる人多し

彼国に住るものにも此ほかにハむかしよりありとなむ中国西国
のあたりに蛇神をもちて人をなやますことも犬神と同し
かるへし 捜神記巻十 栄陽郡有一家姓廖累世為蠱以此致富後取新
婦不以此語之遇家人咸出唯此婦守舎忽見屋中有大缸婦試発之見
有大蛇婦乃作湯灌殺之及家人帰婦具白其事挙家驚愕未幾其家
疾疫死亡略尽 また 呉震方嶺南雑記上巻 潮州有蛇神其像冠冕
南面尊曰遊天大帝龕中皆蛇也欲見廟祝必致辞而後出盤旋鼎俎
間或倒懸梁椽上或以竹竿承之蜿蜒糾結不怖人亦不螫人長三尺
許蒼翠可愛聞此自梧州而来長年三老尤敬之凡祀神者蛇常遊憩

其家甚有祠神借貸者 暑龍工随筆にいはく何にても限らず人のか
とかふとの有となむその祈りなる人の手をもて容易ならぬ処に穴を掘
て蛇をとりまして入置猫に崇めて是を法とたのむ犬神にも同しきもの
なり付られる人ハ熱病しく病心悩乱ともて病家をも犯と知ル
ぬれバ宝をも送り是をば病気ことゝ守りといへり是ハ太和本草に
中国のかくちありとて安藝に蛇神あり又たうをうといふ人家に
ようて蛇神をとうふ老ありて家に小蛇多く集り居て他人に付て災
をなすとか四国の犬神備前児島の狐の如くしるところ也猫鬼の類也
といへり

一 鬮　籤　関帝籤　孟珓　辻占　口占　鏡聴　石占

さうらやさん　算木さん　賣卜者　ありまさん　畳さん

鬮をくじといふハ籤とおなじかるべし字書に鬮手取也とあり故に猜枚など藏鬮といへり下学集鬮不見而拈物也続日本紀天平二年正月云々令採短籍書以仁義礼智信五字随其字而賜物云々鬮取あり南朝紀傳正長元年正月畠山満家石清水に詣て御鬮を取て将家の家督を定めしることあり康冨記永享二年八月十五日云々中山相公被参石清水被取御鬮云々後奈良院御記天文四年二月十五日涅槃捧物女中各被進如例年入夜各孔子取也（孔子ハ鬮の假字なり著聞集和名などにもかく書けり）

抄祭祀具に玉籤（太万久之）また厨膳具に籤（太介乃久之）と出たり字書に七尖切貫也以卜者又才先切細削竹也とあるも籤をいふとも同義あるに物を貫かまとめるに用るをバ清てとなへぬるハ古へより然ありしなるべし今用る観音籤ハいつの頃より有しとあるに谷響集第九釈門正統名菩薩籤云々叙其事者謂是菩薩化身所撰理或然云々まると紙鬮ハ智覚禅師傳に云二紙鬮を作りて二願を決すと漢土にハ観音大士と関壮繆とを殊に崇め祀り香火埓なく家ことに祝ハさる者なしその祀ある祠にハ必籤あるべし　鴛鴦影第十四一座古寺門前一寺伽藍就是大漢関帝像柳友梅拜了両拜云々仍舊禱告了就將

籤筒揺上幾揺不時求上一籤只見依是棲雲菴的籤訣 これハ

観音籤を取しるすなりて今もなほ用ひ籤をとりたるをいふべし 関帝廟にも観音籤をも用ひ また関帝籤といふものもあり其語ハ東坡の作なりといへど非なりまた銭をもちて占ふあり陳継儒が群碎録に今之卜者以銭蓋唐時已用之賈公彦儀礼疏云以三少為重銭重銭九也三多為交銭交銭六也両多一少為単銭単銭七也両少一多為折銭折銭八也といへり 陔餘叢考三十以銭代著條あり開見べし また珓といふものあり杯とも簽とも筶ともいへりおなじ物也演繁露後世問卜於神有器名盃珓者以両蚌殻投空擲地観其俯仰以断休咎自有此制後人不専用蛤殻矣或以竹或以木云々ここにハ専ら観音籤を

の二用それは銭あるにあらずや長頭丸独吟百韻にあすハよからぬ人の貧福銭占の占や当座に用なるらん 自注にくさんとんの占とておよそ吉凶をとりて銭のうらおもてや今銭占とてあるは是銭

○萬葉集四月夜尓波門尓出立夕占問足卜乎曾為之行乎欲焉（ツキヨニハカドニイデタチユフケトヒアシウラヲゾセシユカマクヲホリ） 同集十一 玉桙路往占占相妹逢我謂（タマホコノミチユキウラニウラナヘハイモニアハントワレニノリツル） これ辻占也 占銭ケと訓るハ卦より移りてなるべしとぞ 又こまもろこし黄楊小櫛といふハ続拾遺集物名 またつげのをぐしのはなさしてあげて妹子がかげの占をとふぞ もろこし黄楊を告の義にとりて拾芥抄に問夕食欲ふときハといひて 乃称にむかひて人にうらなはせよ 児女子云持黄楊櫛女三人

ミチノウラモイヘリ
○散木集ニ巻ホトヽギス声マチカ子テユフゲトフミチノウラニモコトヨキ物ヲ

向三辻問之又午歳女午日問之今按三度誦此歌作堺散米鳴櫛歯三度
後境内来人答為内人言語聞推吉凶やるゝ万葉十二月夜好門尓出立
足占為而云ゝたの足占ハ先歩の数を定め左て歩の奇偶すゝ
合不合を知ることゝ今人のなすよ異なりけるとそみちのくしとものへ
散木集二そわけきゝ成声待ゝそてゆふけとよふみちのくにもことよき
物我田光大師傳四十七巻 西山の善恵房云ゝ十四歳の時元服をしめんと
せられ左るを更よなけかけて父母あやしみそ一條の堀川の橋占を問
はる云ゝとあり橋にて問ふなるよ橋占といふのことぬく辻占と同し法之
源平盛衰記中宮御産ノ條ニモ橋占ノ事見ヘタリ コレヲ戻リ橋ニテスルイハ昔安倍清明十二ノ識神ヲ
一條ノ橋ノ下ニ置テ吉事アレハ喚テ使ヒシト云 コレヨリ世人吉凶ヲコヽニ占フト云 神社考ナドニ見エ

清輔奥義抄ニ素戔嗚尊ノ稲田姫ヲ櫛ニ取成玉フト云ヿナリ云ルニ櫛ニ取成テ蛇ニ見セシトシ玉ヒケルニヤ凡櫛ニハ悪キ鬼ノオヅル物ニテ侍ルニコソ日本紀ニモ醜女ニ追レテ逃ルニスチナクテ懐ヨリ凡櫛ナトリ出テ投マク其時醜女追サシテ返リヌト云ルヿアリ オチテ追サシタリトハ書紀ニ見ヘスカヽル故ニヤ辻占ニコレナ用

今俗に人の口うら成ゆかといふハ口占なり俗諺懐子巻五 吹風の口占
でもきかん鈴の森泉州堺よ市の町湯屋の前といふ処の辻を占の
辻といふ俗傳よ安倍清明この処よ占の書を埋めるなりといへり
今辻占よ用る誦歌ハ艶道通鑑よのせけるの櫛を持て天祖神を
念し四辻よ出て辻やつぢ四辻がうらの市四辻うら正しかれ辻うら
の神とのる是なり貞佐が発句よ辻や辻櫛よかけたる神ともさす
簷曝偶談明顧元慶 王建鏡聴詞謂懐鏡於通衢間聴往来之言以占
休咎近世懐杓以聴亦猶是也又有無所懐直以耳聴之者謂之響卜
蓋以有心聴無心耳往々皆験然以爲正字通鏡聴俗禱竈神随釜中

杓所指之方縣鏡胷前竊聴人語声卜吉凶俗曰辻音卜南楚之曰街卜
この説詳なり杓を懐よりとり出し思ふことを念して雑字通考にも見ゆ
先生筒卜といふ侍をまつ人の事を用ふるといへるを辻占といふと
もいへり〇灰卜菟玖波集十九にまち侘ぬうらも此占をさし　かまと
むしまちやまむ〇のはいとふきかくかな　六条内大臣　伯家中山集かきなれ
手ならひとまたとりて人待部屋にかかる灰占懐子集八わかれし人
をよそにしと待つれ枕香炉の灰占をそふ古き冠付いく度も灰占
花の香くゆる　唐段公路が北戸録云卜之流雑書傳虎卜紫姑卜牛蹄卜
灼骨卜鳥卜雖不法於蓍亀亦有可以称者按博物志曰虎知衝破

又能書地卜今人有畫物上者推其奇偶謂之虎卜灰にて卜ふ畳さんといふも
似たることなり同書又云倭国大事輒灼骨以卜先令如中州令亀視坼占吉凶
也これ上古鹿の肩骨を抜て灼て占相たることを後へ伝へしなるべし
たゝみ算占は室町千句におもはぬ方がくいちがいぬまいか畳のうら算ありけるを
物うけ　伯家中山集目がよるも妹わりもなし待ころはたゝみをも算
占やさん投ざんは事文類聚神竜中西京寿安縣有墨石山神祠頗
霊前有両瓦子過客投之以卜休咎仰為吉覆為凶これなり　後に笞杯といふものの前にみえたり
又京房卜易卦以銭擲以甲子起卦これらは投ざんにて今世俗に晴明が
投筭といふ物はきのふなぐいひ出しけるにはなれ　後撰夷曲集吉弥晴明が

澂にて　显成　秋ふかき夜なかけさんうらなふも晴明か滝に蔵る書を
○卜者をうらやさんといふうらやさんあり占はせるとうらなひ事とのよ
活用の語なれとも体語と出せさんは算なり廿二番職人歌合に算おき
有　鎌倉職人歌合 まさあり　せ歌にことはとのかり屋はあまにしきをきみこひし乃ゝとある
恨めしの世や判云算おきの述懐興あるかりやの内さへこそ推かれ
住りかゝあの貝のこかへつりの歌はこゝろおのかみまかりそて不思れき
みや五尺の家三尺のかりやふてをる○のちとそ人を待なる一生涯の果
執をも自然まんかへぬまんまんなといひさんなのかとそ続けぬる
いとさくいひくさりぬるをやとあり其歌にかなへけるに興ハ奥の候屋に

文臺居て算おける人を無なるより今街に出る売卜は古きさまなき
人倫訓蒙図彙に俗語に手占（テウラナヒ）と云ふ出してる者を信仰する此伊勢
近江讃岐なとゝ此なかれ有て諸国に出る中にもかるかき者は
辰のかしらの門の出て来るよりありて下賤の男女をあつむるなり
判の占五音調子此占ふてあるとなるや其絵のさまハ樹の下に床して
法師の黒衣に輪袈裟をかけ数珠おして居筮を用ひさるしとみえて
これをかけれは貞享元禄ころ此躰にて　貞享五年採花吐山伏姿と成て月待日待法一代の吉事法判
まんしふきいて後有髪に出きしか彼験者は此躰にきれとも大かたは法師
みて宝暦ころにはなく定なり俗形の売卜者ハいと近きころなり

西土には課命とも起課ともいへり鴛鴦影 巻十五回 只見一個起課先
生手中揺着課筒云々腰間掛着一个小々招牌上面写道李半仙課
精鬼谷相善麻衣 看板を腰につけて諸方ありくし ○ありはさ 昆陽漫録云暦林
問答板本には作者在方の序ありて応永甲午孟春日正伐大夫司暦
加茂在方(アリマサ)書とあり 在方(マサ)は占の名人なるよし占者をありはさとよふ
とかやといへりおのれおもふにありはさとよふは明の義にてあかくしとよふ
をきれりけるまさしきをいふなるへしや
歌占 夢合 夢とき 一富士二鷹 貧乏鬮 御積をし
九姑玄女課 無尽北呪 五百羅漢

和訓栞に歌占は歌をよみて物をうらなふ也 短冊の占とも
いへりといへりとそ 伊勢國三津村度會家次か末葉に北村氏あり年
ごとに歌占せしといふ事の後にくより木弓此長サ三尺計なるに本末
に歌あり 短冊八枚を弦に付られしとそ 按るに謡曲に歌占あり
恐らくは是に依て作れるなるや あるむ 谷川淡斎か其の国人
にて歌占のことはいふまてもなしといへども但し短冊の占ともいへる
かのなかに一種絵双六に似たる歌占ありて其の来(ミイ)をしらす小紙
木札六枚各片面はかりに天地人の文字を一字つつ書たり 六枚ある故 日文字の札
二枚つつ その上から双六のことし吉凶をとるものとなれり 賭すなれは、

あしらのらに付たる詠にて此国にありしを上にいへる貞徳の説の
親しき者とりひしきのまへあつめさや古への詠皆とりて古事
流に恵心僧都金峯山に正直なる巫女有と聞て只一人合向給ひて
心中の所願をうち出ず給はれば詠占に十万億の国とは海山隔
て遠けれど心の内にかなはぬことならば流としめそていふと〜ぞりけりと
占ひけりされば嬉泣して帰給ひしとなん占相する処〜詠なく
いひし澤士まで箕仙の詩あれとし聊斎志異白秋練に條に女一夜
早起挑燈忽開巻凄然涙堕生急起問之女曰阿翁行且至我両人事
妾適以巻卜展之得李益江南曲詞意非祥生慰解之曰首句嫁得瞿

崇神紀四十八年春正月天皇々嗣ヲ定メントテ豊城命ト活目尊二皇子ノ夢ヲ以テ占ヒ玉ヒテ活目尊皇太子トナリ玉フコトアリ其処ニ相夢イメアハセトアリ

塘買即已大吉何不祥之与有女乃稍懽とあり無心にて書を開き
其文をもて吉凶をさだむるかたにけるにて女子のなることと
夢合周礼に占夢の官ありて六夢の吉凶を占ふ 六夢とは一に正夢二に噩夢三に思夢四に寤夢五に喜夢六に懼夢なり 王逵が筆疇に夢者非自外致也日之所為也日之所為有善
悪夜之所夢有吉凶云々然則夢者所以験吾善悪之進退者乎これは
ゆめあはせ我日本紀には相夢とありて夢解といふことの有て吉凶を占へり
源氏物語蛍巻に夢見給ひていとよくあはするもの召して合せ給ひ
ける枕双紙うれしきもの夢をみておそろしと胸つぶるゝに事にもあらずあはせなど
あはせなどあはせもとしけるあはれなる物語吉野の〜〜〜处

伴善男ハ佐渡国郡司ノ従者ナリ　善男夢ニ西大寺東大寺ヲ跨タリト見テ妻ニ語ル妻ノ云クソノ股コソサカレメト合ス善男驚
又砂石集ニ宇治殿ニサノ
ラハレケル宰相ノ事ト云
女房ノアヒスマレサフラフ
トモメチカ夢ニ三日月ヲ
フトコロニ抱クト見タル由ヲ
語リケレバイデソノ夢
カハウト云テ衣ヌギテ
カヒテゲリソレ故ニ宇
治殿ニ思ハレ参ラセテ
メデタカリケリカヽル類
ノ物語イト多カリ皆
コレ癡人ノ前ニ夢ヲ説
ナリ

世人のおもへるやうのことくのきえおんにあひて天文にあひとおもふ人
あまたありてまで道ありゆめときをとりける　古事談伴善男の條
汝高相の夢みてけり然れとも由なき人に語りてけり　よろしく合せを　それハ古夢
もよほし江談ニ菓家ニいてまとし納言ありしを聞て夢解を召て
とりり
合せしむ　小注ニ　此夢解旨人也名ハ月とかや
源氏物語御幸巻に夢をとかしむる心ありて待ちあひけるを横ニ致
あつるやうに待るとおもひの抄ニたとひかる心ありけるとありて紅梅千句
ホ席ニハおもひそれけりや小狩枕付句ニ胸よりあるまとのけておよび
さる今も胸ニ手を当て寐よとは　おもふことなきものゝ夜ハ夢物語

歌林良材ナトニ
夢ヲカベト云ハ〆ルヨリ云
トゾ赤染衛門集ニ入ル
後オハシマサデ後法堂ニ
詣タリシニイトサヒシク池
ノ浮草シゲカリシニイニ
シヘノカベニタニコソ有ト
キケ池ニウツルカゲモ
見ヘナン
後撰恋一スルガ　マトロマ
ヌカベニモ人ヲミツルカナ
マサシカラナン春夜ノユメ
同集哀傷ノミマカリ
テ後スミ侍リケル所
カヘニカノ侍リケル時カキ
付タリケル手ヲ見侍リテ
兼輔朝臣
寝ヌユメニ昔ノカベヲ見テ
シヨリウツヽニ物ゾカナシ
カリケル　家集トハ異同アリ

きぬかりのよいふハ源氏物語横笛巻今出つるにかのたまふおもひ合せ
てかなむ此君の人々きて夜ゝるもひとは女房のわれまいりこしとの給ひて
おさくはいくもあかれハ云ニ有り
世ニいひける夢とて一冨士二鷹三茄子といふ説あり　茂埃随筆ニ或人云
この三事夢の判すらには皆駿州の名産の次第なり之冨士ハ
さるなり二鷹ハ冨士より出る鷹ハ唐種にて良之ニ及ふへくもあらす
と云三茄子ハ此国第一よく出来る他の名産といへり　或説ニ此説あるを
ゐつれこそれて考ゐつと思ふ事ハ此説ニて夢内容ハさまく一考へ
おとして筆猶ハそらりて後再びの随筆を見きえてこれうるを知れり
常して初の説もそれのもの　但し夢の判すかゝるもいへとも　あるまし
をうしくてかいつく

如何にも富士は高大を尊び鷹ハ鷙鳥にてうちとるといふ義
茄子ハなすの意をとりてことほぎ祝したる又古き
諺也尊きを鷹とも云は何ともしらず 此ことわざ明和四年板本世話尽に出 なといふこと尊は
よりきたりしにや續五元集のうち料化烟をきはむ三穂まで
鷹と茄子とを浮橋に結ぶの句烟は富士の煙ひ三穂は三保の事とおぼゆる
煙草を三穂の出崎をいへるか浮橋は夢といふ言にかけたれば
これハ富士鷹茄子を夢といへるとしるべし 耳袋に天明の頃世に行はれし狂歌の以外流行りしものゝ中
又ハあやしき明和安永の事なりし品川宿提灯御用ありて住鷹匠集りたる所の衆の門に
架を出て御鷹を休めしに高縄の辺にて何とやらん名は忘れたり俳諧狂歌などよみける
鷹僧がかゝる誤りての架をさし出し旅鷹匠へ書き付けて一生役人に従ふとて
まことやよりも出てきたる詫して けるハ何ものなりやと詠みける 旅狙家などよむ

あやしの者へしばらくの間一首よめと責められて一首よまんとしたる匠さんは中に
無名ありけるの夢となりけれし鷹匠近く賞歎してゆるしけるぞ
○貧乏閣 沙石集六巻 何者のいひ出しけるにや貧乏を孔子の所
てふことしおもひ出ぬをとりすけの様なるをもぬるうへしとり仏恩
を蒙りし私の貯もなくして貧き侍の宮仕へするが主の恩おもふに忘
れがたく貧窮も不運の至と思はむ必ひとすぢにはけるなし 孔子ハ困のかうちと思へらく
を貧乏閣とはあまたと後世まで名づくるなり其法異なり醒睡
笑に寺僧二十人ばかりある寺に一堂法用の時住持役をもつとし
方丈へおしよせ衆僧うちより上座なり明朝の大座敷をおれるがしきりにくるしめいく
大衆にてひさしむるりんぐるしめぐらん貧乏閣とふくらせとなへて

一人ハ下戸なれバ是をせむハめ何云々　浮世物語に或云若の秘蔵せる狗の
餓に死たるを落葉の不為なりとてさがしく穿鑿ありけれども
誰が是ぞといふ者もなければこの人々をとかく貧乏鬮をとらせ一人
を切腹させらるべしと仰出されけり云々　竈耳草子　貞享四年板　世に大病の
切なる時医者大勢入幣鬮を作りて医者を求むることあり云々
是非なきにきはまる時あれバ非なきにせむかたなきとふハたゞしき人の
医者を幣鬮に入るゝに札二枚いれて一枚ハ白札にして死病に極り
ならバ白札にあたり給へと祈念する時白札にあたり給ふ葉を用
ゆ死をまちて覚悟すべし云々　或国に山をぬすまし者ありて二人

をとらへけるに何れ者とも知ゆべからず　此国主二人に貧乏鬮をとらせ
て其内一人を罪に行ふべしと仰付られ既に一人極りける時まさに
その鬮ハいかにもつきてそ二人に鬮三ツ内一ツ死鬮なれバ一人ハ何れ
なる疑なし　鬮甲乙にせしに一ツ死鬮として二人ともに是へしそれ
みて死鬮にとり何れも分なしとののしりこれにて其法明らかに
それといへんとて彼に誤る説なるべし　鬮をもて罪を決むる法ありしや　守武千句に
跡に鬮をとるべきに一番ばかりより二番ばかりの何れもしごと
まで何れも二わたりよとれんじけれバ二あらぬ此事を杉田皇一ヶ后度
千句に増書に守武法楽してみて非道を何かにといへり今病人の

為に堅者をおさるに小き紙に名を書て伊勢の法楽なりとて撚りてその
先に付ることあり是は俗説にいふ所の法楽籤といへるとて志るしおきぬ
小者九千句まで翫べし又観音くじと名付て江戸王子村あたりの小児
草の葉稲の藁なと結めて結ひてあそぶ事あり（吉原町の妓女なとも紙捻にて結ふ）
法陶宗儀が輟畊録巻廿に出たり是を九姑玄女課といふ呉楚之地
村巫野叟及婦人女子輩多能十九姑課其法折草九茎屈之為十八握
作一束祝而呵之両々相結止留両端而抖開以占休咎若続成一條
名曰黄龍儻仙又穿一圏者名曰仙人上馬圏不穿者名曰蟢窠落地
皆吉兆也或紛錯無緒不可分理則凶矣などいへる是なり又一法曰九天玄女

課其法折草一把不計茎数多寡苟用奇筭亦可両手随意分之
左手在上竪放右手在下横放以除之不及者為卦一竪一横曰大陽二
竪一横曰霊通二竪二横曰老君三竪三横曰大吉三竪一横曰洪石三竪
三横曰祥雲皆吉兆也一竪二横曰大陰一竪三横曰懸崖二竪三横曰
陰中皆凶兆也愚意俗謂九姑豈即九天玄女歟離騒経云索瓊茅以
筳篿兮命霊氛為余卜注曰瓊茅霊草也筳小破竹也楚人名結艸
折竹以卜曰篿據此則亦有所本矣 ○無尽の起りは宴會の條に
いへり明和のはじめの事にて流行しとなん 寐惚文集 無尽會
稿序あり廻籤座敷餘物有福張欲心中咒符不効云々本籤否而

欲心盛先鋒尽而咒符起或ハ懐ニ持仏ノ飯粒又握ニ鰯頭之信心なるゝ銅脈
が太平楽府一自リ掛ニ山子ニ毎會出銭頻之花闇も亦不中 空掛常ニ絞身 右入諱有
懐なる 詠時行物 鼈莫指揄善哉餅孰知私等鶏茶分酒場芝居円山
諱若是為何十九文江戸の〜〜〜〜〜円山諱ハ無尽舎と云
なりまく山子ハ江戸にて山師と唱ふ〜〜〜闇に中らむとそ兄こする
今もさるく有とそ飯匙を懐中なるハ仏の飯より移ましる 明和
二年舞九ヶ万句合一二ノ本にのせしもの也まる茶屋石塔の宝珠の尖を
おちきてこれを用ることを〜〜とて此頃ハいつくの寺の石塔も宝珠皆
かけて全形のものなし
○（コレハ前部ノ脱落ナリ）初雷日次紀事云凡ニ春之中雷

始発声是謂初雷京俗節分之夜貯置所撒家内之熬豆聞初
雷時則三粒食之寔荻華詠云世人初雷の鳴時は節分の豆を食
ふハ鶡冠子に夫耳之主聡両豆塞耳不聞雷霆と此語を伝へ
誤りたるなり

○五百羅漢 俗に五百羅漢と詣でゝ我見る人と向かふ人
あるらむ 又ハ羅漢一躯ごとに銭あまりて葦緡あるでも何
あるも志ぬれは一ツ置て見るれそ 然るにかの〜〜〜人に似たるが
有といへり 此事むかしよりいひ伝ふる事にて一代女にも見ゆ
五百羅漢の堂のつくりしは螺旋造りにて多き中ホ〜〜ハ必〜〜

江戸本所羅漢寺本堂及ビ三匝螺堂ノ製ニ自ラ似タルナルベシ池北偶談珠江奉使記ヲ引テ云香山嶴云々明万暦中大西洋人至此而就二湾停舶久益楽之遂請濠鏡为澳自彼国遣衆聚居歳輸税五百金本朝除之番人安其業者已数世所居率依山为楼三層方者同者三角者六角八角者倶为螺旋形以入云々

あやしき人の顔あることのぞかし語り傳へしこともおほくあれど記を
浩そ見しにここに按ずるに陸次雲が湖壖雑記云浄慈寺羅
漢其始止十八尊呉越王夢十八巨人而範其像南宋時僧道容
増塑至五百等覆之田字殿殊容異態無一雷同礬者按已年
歯随意数之遇愁者愁遇喜者喜これ亦休咎を占ふなり人
凡ソ人おのおのに欲心あるからあしこげなる者のいと浅ましき
迷ひなきには俗人此処へ胸算用に山伏に祈りをたのみぬるが
壇の上なるは常に動き焼え消ぬるに大願成就の験とて
なるといふ今時にハ住つけの山伏とそこかしこの壇におかしきものをとし

白紙人形に土佐をどり抜きなど此まへ松田といふ放下師
が志する事なりまでども皆人このむにて結句近きまでにありぬ
云り凡て世に流るる神仏などに弥次き影つけるなど書同じ粉あり

大日本帝國圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan